

第 1 回 鶴 岡 市 地 域 福 祉 計 画 鶴 岡 市 地 域 福 祉 活 動 計 画 策 定 委 員 会

日時：令和 2 年 7 月 3 1 日 (金) 午後 3 時～

場所：鶴岡市総合保健福祉センター

「にこ♡ふる」3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 委員の紹介

5 委員長・副委員長の選出

6 議 事

(1) 鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画策定の進め方について

(2) これまでの鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画について

(3) 現在の鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画の評価検証について

(4) 「地域福祉・地域包括ケア推進の 10 のポイント」

鶴岡市福祉アドバイザー 大橋 謙策 先生

7 そ の 他

8 閉 会

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
いしこう みか 石向 美香	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会訪問看護・訪問リハビリテーション事業者部会部会長	
いたがき そうすけ 板垣 壯典	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	
いとう かずみ 伊藤 和美	特定非営利活動法人明日のたね代表理事	
おのであら ひろし 小野寺 寛	鶴岡市コミュニティ組織協議会会長	
かなうち ひろこ 金内 弘子	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会居宅支援事業者部会副部会長	
きづ みかこ 木津 美加子	公募委員	
さとう しずお 佐藤 静夫	温海地域自治会長会会長	
しぶや としみ 渋谷 俊美	鶴岡地区特養連絡協議会会長	
しょうじ としあき 庄司 敏明	一般社団法人山形県社会福祉士会	
しらはた やすのり 白幡 康則	自立支援センターふきのとう代表世話人	
すとう けんぞう 須藤 賢三	鶴岡市自主防災組織連絡協議会会長	
せお ただえ 瀬尾 忠衛	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会委員長	
たけだ のりお 武田 憲夫	一般社団法人鶴岡地区医師会理事	
なんば たまき 難波 玉記	前社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会長	
ひろせ だいち 廣瀬 大治	特定非営利活動法人つるおかランド・バンク理事 長	

第1回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会 座席表

令和2年7月31日（金）にこゝふる3階大会議室

委員長

委員長予備席 ●

廣瀬大治委員 ○

難波玉記委員 ○

武田憲夫委員 ○

瀬尾忠衛委員 ○

須藤賢三委員 ○

白幡康則委員 ○

○

○ 石向美香委員

○ 板垣壯典委員

○ 伊藤和美委員

○ 小野寺寛委員

○ 金内弘子委員

○ 木津美加子委員

○ 渋谷俊美委員

○ 庄司敏明委員

○	○	○	○	○	○	○	○
市健康福祉部参事兼福祉課長 齋藤秀雄	市健康福祉部参事兼健康課長 伊原千佳子	市地域包括ケア推進室長 佐藤清一	市健康福祉部長 渡邊健	市山木知也 市社協会長	市伊藤周一 市社協常務理事	市佐藤豊 市社協事務局長	市佐藤幸美 市社協地域福祉課長
○	○	○	○	○	○	○	○
市調整専門員 佐藤正	市調整専門員 帯谷友洋	市子育て推進課長 渡会健一	市天然せつ 市長介護課長	市蓮池妙子 市社協榎引福祉セン	市本間とし子 市社協黒福社セン	市押井新一 市社協藤島福祉セン	市佐藤律子 市社協生活支援課長
○	○	○	○	○	○	○	○
市長 前田郷子	市長 佐藤美香	市長 長谷川郁子	市長 熊坂めぐみ	市今井直子 市社協地域福祉課主任	市河崎有紀 市社協地域福祉係長	市長 本間さなえ	市長 奥山和行
○	○	○	○	○	○	○	○
		市長 武田綾子	市長 成沢真紀		市眞坂英明 市社協地域福祉課主任	市齋藤美羽 市社協地域福祉課主任	市五十嵐貴明 市社協地域福祉課主任

報道関係者席

傍聴席

鶴岡市地域福祉計画及び鶴岡市地域福祉活動計画の策定について

1. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の経過

本市は、市町村合併から1年半を経過した平成19年3月に、平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「つるおか地域福祉ビジョン06－新鶴岡市の地域福祉推進のための提言－」を策定した。

また、平成20年度に策定された新市総合計画の策定を受けて、平成23年3月に、平成23年度から27年度までを計画期間とする地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2010」を策定した。

さらに、平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」を策定し地域福祉を推進してきた。

一方、鶴岡市社会福祉協議会では合併前のそれぞれの旧市町村社会福祉協議会において、地域福祉活動計画を策定し福祉コミュニティづくりを進め、合併から5年を経過した平成23年5月に「おだがいさまのまちづくり計画2010」を策定した。

平成28年3月には「おだがいさまのまちづくり計画2015」を策定し、鶴岡市全域における、住民の主体的な活動を基本とした地域福祉を推進してきた。

2. 策定の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少の進行や社会経済のグローバル化の進展、日本海山形県沖地震を始め大規模な自然災害の発生による安全・安心の意識の高まり、さらには、新型コロナウイルス感染症など、社会、地域を取り巻く環境は大きく変化している。

また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ひきこもり、ごみ屋敷など）など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化している。

こうした社会情勢の変化や地域が抱える生活課題に的確に対応し、令和3年度以降の新たな地域包括ケア、地域福祉を総合的・計画的に進めるための指針として、次期地域福祉計画及び地域福祉活動計画を市と市社協が連携・協働して策定する。

3. 策定に向けた基本的な考え方

次期地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に当たっては、地域の実態や今後の社会情勢の変化などの把握に努め、課題を明らかにするとともに、これまでに実施した施策、取組の点検評価を行い、めざす理念と地域福祉の基本方針、今後進めていく施策の方針、これからの取組などについて、策定委員会、各テーマ別部会、ワーキングを開催しながら検討を行う。

その他、計画の策定に際しては、広く地域の状況や地域住民の課題、ニーズを把握するため、住民座談会、自治組織等とのワークショップ、訪問による聴き取り調査、パブリックコメント等の手法により地域住民等の参加を得て、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図る計画策定に努める。

また、地域福祉計画が地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画であることから、第2次鶴岡市総合計画や各福祉計画の考え方や施策の方向性とも整合性を図るものとする。

これらの計画策定作業は、令和2年度から行い、同年度中の策定をめざす。

4. 計画の位置づけ（別紙1参照）

地域福祉計画は、鶴岡市総合計画に基づき、関連する計画を内包するとともに、保健・福祉分野以外の分野別計画及び地域福祉活動計画と相互に連携を図ることとする。

5. 計画の構成と計画期間

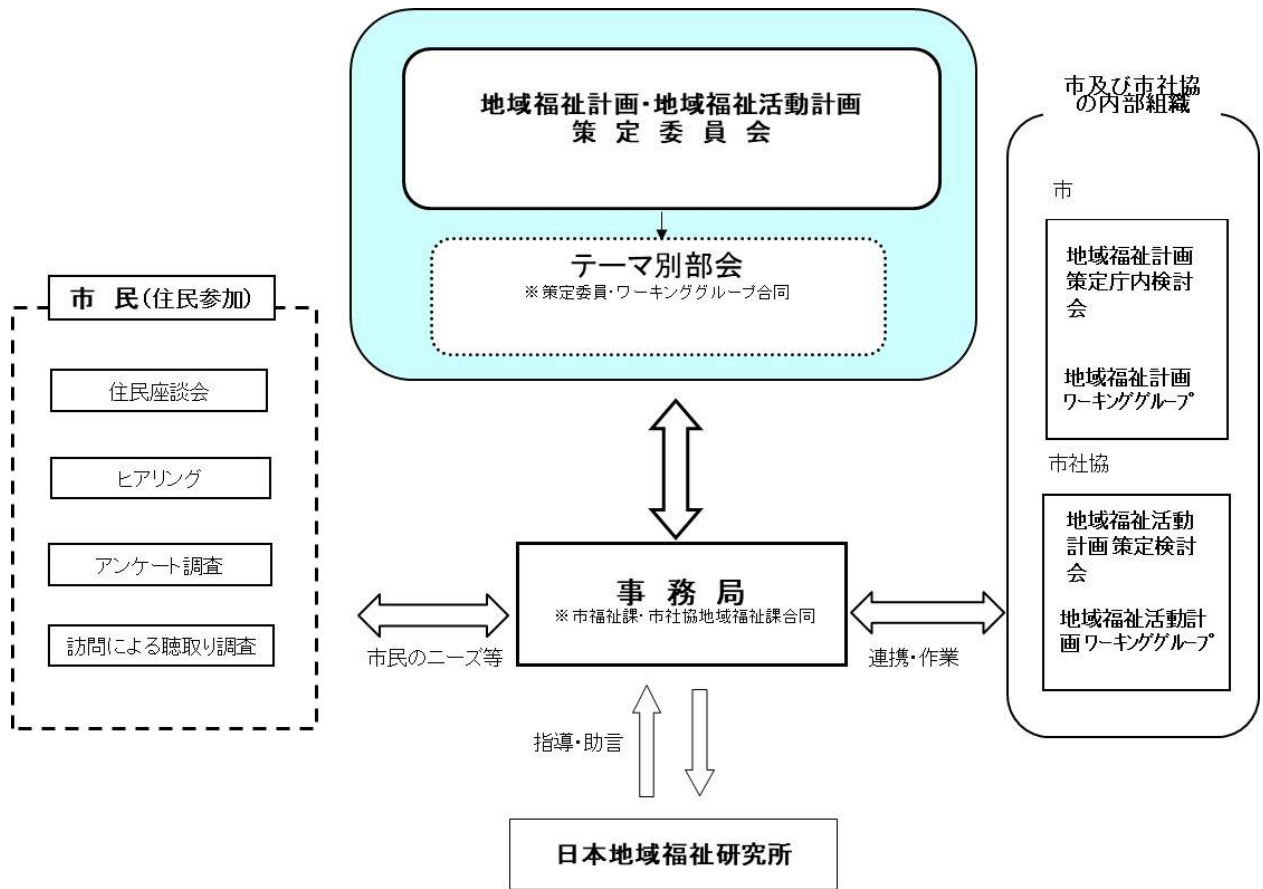
（1）構成

両計画は、基本理念、基本方針、重点課題、施策の方針・これからの取組をもって構成する。

（2）計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

6. 計画の策定体制



(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱第1条及び鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第1条に基づき設置し、自治組織関係者、社会福祉団体関係者、学識経験を有する者、社会福祉事業の従事者及び市民の代表者等による15名以内の委員で組織する。

② テーマ別部会（別紙2参照）

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条及び鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第6条に基づき設置し、特定のテーマについて、専門的な見地から協議する。

委員は、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員から選任する。

部会長については委員による互選により選出する。

③ ワーキンググループ

鶴岡市、鶴岡市社会福祉協議会それぞれの職員から選出し、課題検討等について合同で取り組む。

(2) 市民の意見の反映

① 住民座談会、自治組織等とのワークショップ

地域生活課題について意見を聴取する。また、多様な住民の意見を反映させるためワークショップを開催する。

② アンケート調査、訪問による聴き取り調査

十分に可視化されていない課題やニーズを「見える化」する。

③ パブリックコメント

計画（案）について、ホームページに掲載し、広く市民の意見を募集する。

(3) 事務局体制

(ア) 地域福祉計画

① 鶴岡市地域福祉計画策定庁内検討会

副市長以下、関係課の管理職にある職員を鶴岡市地域福祉計画策定庁内検討会委員とする。

② 鶴岡市地域福祉計画策定庁内事務局

健康福祉部長以下、関係課の職員とする。

職員は次のとおりとする。

健康福祉部長、地域包括ケア推進室長、健康課長、福祉課長、長寿介護課長、子育て推進課長、子ども家庭支援センター所長、藤島庁舎市民福祉課長、羽黒庁舎市民福祉課長、櫛引庁舎市民福祉課長、朝日庁舎市民福祉課長、温海庁舎市民福祉課長、地域包括ケア推進室職員

(イ) 地域福祉活動計画

① 鶴岡市地域福祉活動計画策定検討会

事務局長以下、関係課の管理職にある職員を鶴岡市地域福祉活動計画策定検討会委員とする。

② 鶴岡市地域福祉活動計画策定事務局

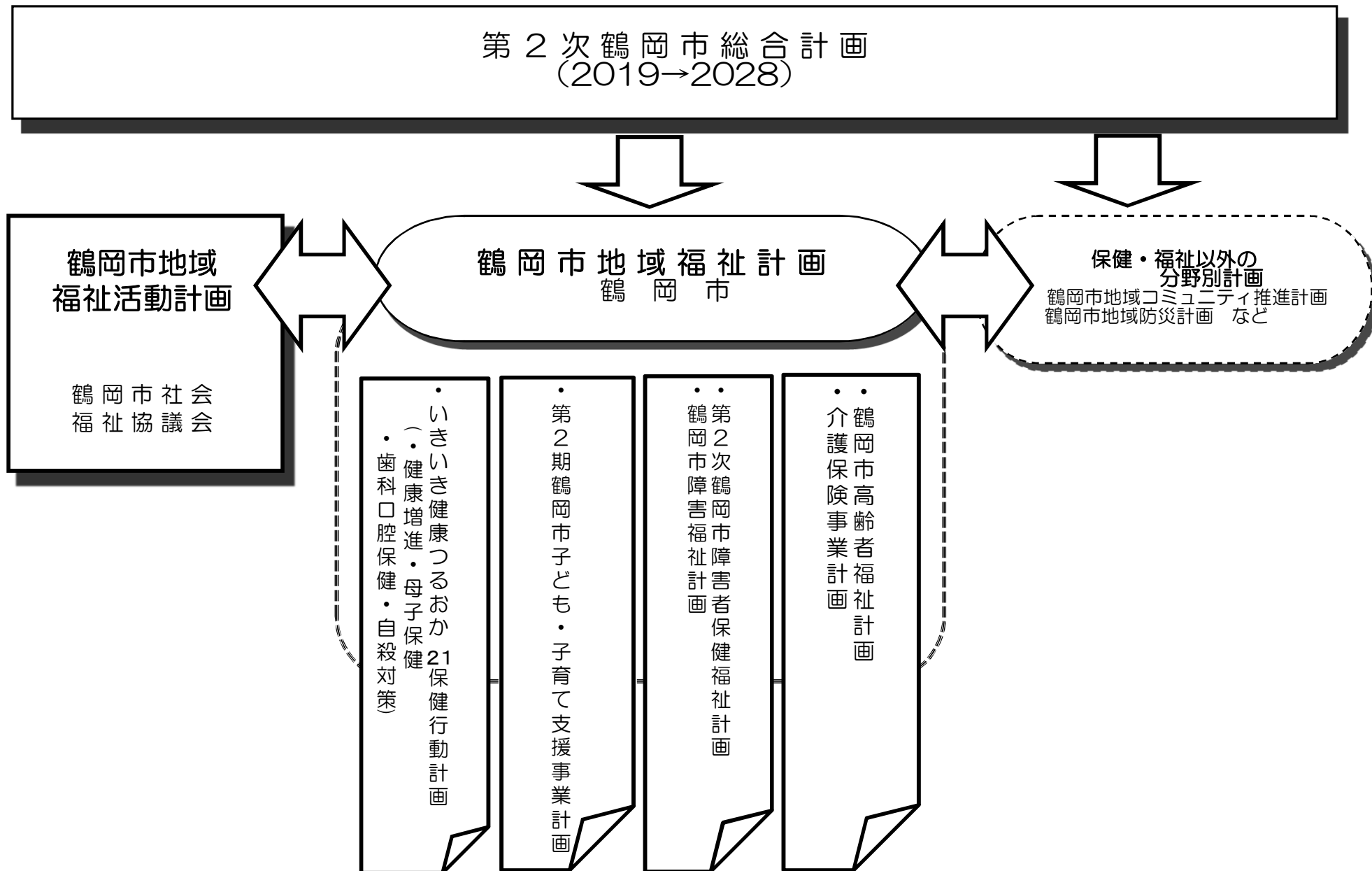
鶴岡市社会福祉協議会事務局長以下、関係課の職員とする。

職員は次のとおりとする。

事務局長、地域福祉課長、生活支援課長、藤島福祉センター長、羽黒福祉センター長、櫛引福祉センター長、朝日福祉センター長、温海福祉センター長、地域福祉課職員

7. 計画策定スケジュール (別紙3参照)

地域福祉計画の策定については、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会において令和3年2月をめどに取りまとめ、令和3年3月までの策定を目標として進めることとする。



鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 テーマ別部会（案）

	部会名	主な協議内容（例）	担当委員	アドバイザー
1	支え合いの地域づくり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による見守り・支え合いに関する事 ・認知症支援に関する事 ・介護予防、日常生活支援総合事業に関する事 ・社会福祉法人の社会貢献に関する事 ・居場所づくり等に関する事 ・人材発掘、養成に関する事 ・その他 	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	
2	包括的相談支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムに関する事 ・若者のひきこもり支援に関する事 ・社会的孤立者への支援に関する事 ・貧困に関する事 ・就労支援に関する事 ・障害者支援に関する事 ・権利擁護に関する事 ・居住支援に関する事 ・重層的支援体制に関する事 ・その他 	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	
3	地域福祉危機対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の支え合い等に関する事 ・災害ボランティア活動に関する事 ・ボランティア活動に関する事 ・福祉教育（学習）に関する事 ・避難行動要支援者に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・その他 	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定全体スケジュール(案)

月	市	市社協	策定委員会	テーマ別部会	市民からの意見徴取
R2/4					
5					
6					町内会・単位自治組織へのアンケート調査
	策定委員会委員の選任				
7			7/31 第1回 ・委嘱 ・計画策定の進め方 ・現状と課題 ・現計画の評価・検証 等		アンケート調査 ・民生児童委員 ・地域包括支援センター ・各専門相談支援機関 等
8					訪問聴き取り (アウトリーチ)調査
9	庁内検討会				住民座談会、ワークショップ
	ワーキンググループ		第2回 ・現況及将来推計の提示 ・策定方針(案)の提示 等	第1回 ・部会テーマについての説明 ・テーマごとの現状と課題について 等	
11					
12			第3回 ・アンケート結果及び各種調査結果の中間報告 ・計画(素案)	第2回 ・テーマごとのまとめ 等	
R3/1					
2	庁内検討会 市議会議員への説明		第4回 ・地域福祉計画(案) ・地域福祉活動計画(案)		
3	地域福祉計画策定	理事会・評議員会への報告 地域福祉活動計画策定			パブリックコメント

これまでの鶴岡市における
地域福祉計画・地域福祉活動計画
について

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定事務局

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

～地域福祉を推進するために～

○ 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画。

○ 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

○ 社会福祉法（昭和26年法第45号）〈抄〉

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○ 社会福祉法（昭和26年法第45号）〈抄〉

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6(略)



地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

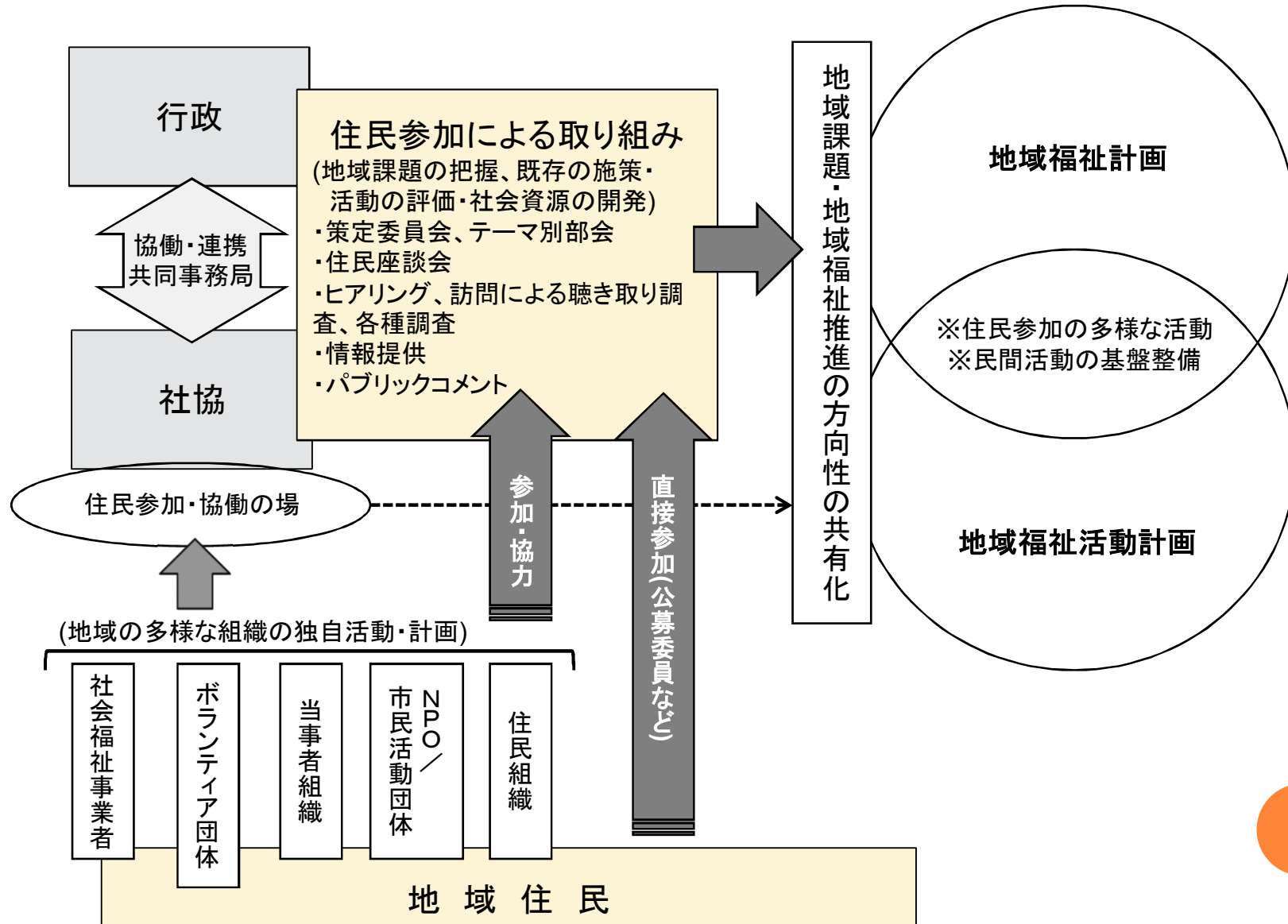
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであることから、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互に連携を図ることが必要です。

したがって、両計画の策定・実施・評価にあたっては、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図ったり、また地域住民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置づけるなど、相互に連携することが重要です。

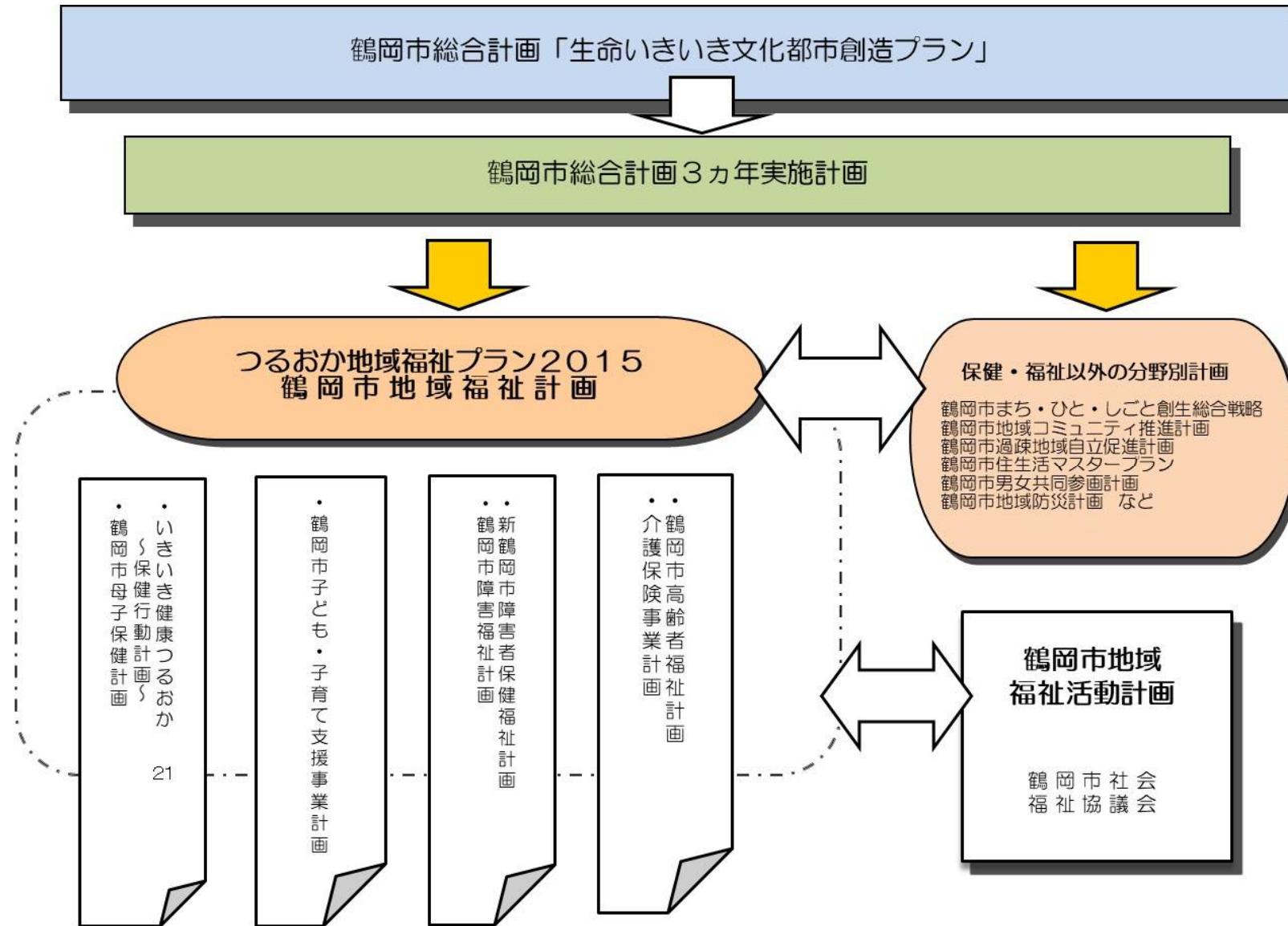
一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実行性が高まります。



地域福祉計画と地域福祉活動計画の協働した策定のプロセス(イメージ)



現在の地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



地域福祉計画は、保健・福祉分野の対象者(分野)毎の課題などの固有の施策ではなく、対象者(分野)が共通する課題を解決するための地域組織、専門機関を交えた総合的な福祉の方策を示すものです。

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過①

年 度	事 業 内 容	説 明
平成 9年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)	◇ ハートピア21プラン 計画期間:平成10年度～平成20年度
平成12年	社会福祉法制定 介護保険制度施行	◇ 市町村に地域福祉計画策定の明文化
平成14年 ～15年	旧鶴岡市地域福祉計画 策定(平成16年3月)	◇ 平成14年11月～平成15年3月 住民座談会 「車座トーク」133ヶ所を実施 計画期間:平成16年度～平成20年度
平成16年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)平成17年3月	◇ ハートピアプラン2005 計画期間:平成17年度～平成21年度
平成17年	市町村合併(10月)	◇ 鶴岡市以外は地域福祉計画未策定
	市町村社協合併(10月)	◇ 鶴岡市、朝日村、羽黒町、櫛引町以外は 地域福祉活動計画未策定
平成18年	「つるおか地域福祉ビジョ ン06」策定 - 新鶴岡市の地 域福祉推進のための提言 - 策定	◇ 10月～11月 合併した地域で住民座談会 「車座トーク」を51地域で開催 計画期間:平成19年度～平成22年度

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過②

年 度	事 業 内 容	説 明
平成22年	地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2010」策定 (平成23年3月)	◇住民座談会「車座トーク」10月～11月 31ヶ所の町内会・自治会等で開催 ◇アンケート調査 11月～12月 市内事業所1,129事業所を 対象に実施。回答数448事業所。 12月～1月 中学校3校・高等学校5校を 対象に実施。 計画期間：平成23年度～平成27年度
	地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり 計画2010」策定 (平成23年5月)	
平成27年	地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2015」策定 (平成28年3月)	◇住民座談会、関係機関・団体へのヒアリング 11月～12月 10ヶ所で開催 ◇アンケート調査 9月～11月 民生児童委員 回答数311人 町内会・単位自治組織 回答数311人 11月～12月 ひとり親世帯 回答数424人 ホームヘルパー 回答数91人 計画期間：平成28年度～令和2年度
	地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり 計画2015」策定 (平成28年3月)	

住民座談会の開催（平成27年）



開催箇所数10ヶ所、参加者107人

地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2015

○基本理念

「安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡」

○基本方針

1. 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり
2. 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備
3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり
4. 地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築
5. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
6. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
7. 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の整備
8. 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開
9. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり



「つるおか地域福祉プラン2015」における9つの重点課題

- ① 地域包括ケアの推進体制の整備と構築
- ② ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備
- ③ 住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備
- ④ 地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築
- ⑤ 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進
- ⑥ 子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実
- ⑦ 地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証
- ⑧ 地域の活性化に結びつけた施策の展開
- ⑨ 地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

地域福祉活動計画

おだがいさまのまちづくり計画2015

○基本理念

「おだがいさまのまちづくり」



○基本的な視点

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営



「おだがいさまのまちづくり計画2015」における8つの重点課題

- ① 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実
- ② 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進
- ③ 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進
- ④ 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発
- ⑤ ボランティアの養成と、新たな問題に対する活動の推進
- ⑥ 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の推進
- ⑦ 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備
- ⑧ 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

地域福祉計画2015進行管理に係る中間年検証:「具体的取組み」の進捗状況と課題一覧

資料 3

●基本方針1 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり

【重点課題】地域包括ケアの推進体制の整備と構築

【施策の方針】(1) 地域包括ケアの推進体制の整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
1-(1)	(仮称)地域包括ケア推進会議の設置	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の協議の場として平成27年度から開催してきた協議体を、平成29年度からは地域ケア推進会議として協議体機能を併せ持つものとして開催し、構成委員同士の情報共有や課題の確認と解決に向けた話し合いを持つことができた。	2年任期で委員交代するため制度・情報共有に時間を要するため、年3回の会議で幅広く議論し、課題解決に対応していく難しさを感じる。	平成31年度からは、地域包括ケア推進室に業務移管し開催する。
	児童や障害などを含めた地域包括ケア推進体制についての検討	平成30年6月に子育て世代包括支援センターの設置に伴い、子ども家庭支援センター内に子ども総合相談窓口を開設した。障害児通所事業所「あおば学園」及び学校教育課の職員が定期的に来所し、障害児や思春期児童等の相談についても幅広く対応できるような体制を整えた。 障害者自立支援協議会において、児童、介護、障害の分野で研修会等を開催し、関係機関との情報共有を行うなど連携の強化、推進を図った。	支援関係者の連携が強化された。学齢期の児童に関する相談が少なく、周知方法が適切か検討が必要。 支援関係機関の連携が強化された一方で、総合的な相談支援体制の確立が必要。	地域包括ケア推進室、生活支援コーディネーターと連携を図り、ニーズを把握しながら、対応する。 地域包括ケアの推進を図るため、行政の各部署の役割を整理・連携し、一体となって体制整備を進める。
	(仮称)地域包括ケア推進室の設置	つるおか地域福祉プラン2015の計画に基づき、平成30年度に庁内関係各課によりプロジェクトチーム会議を発足し、(仮称)地域包括ケア推進室の設置の必要性、同室が果たす機能、役割について検討を重ね、平成31年度に健康福祉部に部内室として、職員5名を配置することを決定した。	地域医療の充実について、専門性が高い業務となるため、職員の配置が課題となる。	地域福祉と地域包括ケアの一元的推進を行い、部内各課の共通課題や施策の調整を行う。

【施策の方針】(2) 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
1-(2)	ワンストップでの相談・支援体制の整備促進	ワンストップでの相談・支援に当たる地域保健福祉センターの体制を、羽黒地域、朝日地域、温海地域で整備している。なお、榑引地域は福祉センターが榑引庁舎の建物と隣接している。	鶴岡地域及び藤島地域が未整備となっている。	未整備の地域においては、整備を進めていく。
	住民主体による福祉コミュニティづくりへの支援拡充	住民主体の福祉活動やボランティア活動の活性化を目指し、地域福祉のネットワーク基盤を整備するため、鶴岡市社会福祉協議会が行うふれあいのまちづくり事業に対し、補助金を交付し、支援を行ってきた。 住民自治組織自らが、地域における課題の解決や魅力ある地域づくりに向けて、新たに取り組む事業へ補助金を交付し、支援を行ってきた。	平成30年度から市社協が当該事業において、学区・地区社協の活動助成を増額した。 住民自治組織が積極的に課題解決に取り組めるよう、事例等の情報共有・発信が必要である。	今後も当該事業に対する支援を行っていく。 住民主体の地域ビジョン策定の策定を支援し、地域と連携、協力のもと、課題解決に向けた体制作りを推進する。

【施策の方針】(3) 専門職や関係者による連携と地域ケア会議の拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
1-(3)		支援困難事例の解決のため、健康福祉部内関係課が緊密な連絡を図ることを目的として支援困難事例検討会を設置。各課で抱える解決の目途の立たない事例の支援方針の検討、情報共有等を行っている。	健康福祉部のみならず、鶴岡地域生活自立支援センター「くらし」や障害者相談支援センターの参加もある。	今後もチームアプローチの拡充のため、継続していく。

福祉分野関係者が一体となった、高齢者・家族を支援するチームアプローチの拡充	平成30年11月に地域包括支援センターと障害者相談支援センターの意見交換会を実施し、障害者サービスと介護保険サービス等について学び合い、連携推進を図った。	障害と介護の制度について、関係者間の理解が十分でないため、研修会等の継続が必要。	意見交換や研修会を、今後も年1回程度開催する。
	地域ケア会議・地域ケアネットワーク会議等に参加し、関係機関と共に地域包括ケアシステムの構築を図っている。また、地域包括ケアの実現を図るため、関係者・関係機関と連携して相談・支援を行っている。	高齢化の進展とともに、支援が必要な人が増加、支援する人が不足する。地域包括ケア体制の充実が必要である。	関係者・関係機関と共に地域包括ケアシステムの構築、相談・支援を行う。
入院患者における在宅復帰の計画作成	平成30年度に庄内保健所が中心になり、庄内地域の入院ルールを作成したことにより、病院と介護関係者（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス事業所等）の連携推進が図れた。	入院後の連携がスムーズになった。	入院ルールの内容について、現場の声を聞くなど検証が必要。
	高齢者や退院後の生活に不安を抱えている背景をお持ちの患者さんが入院した場合は、入院前に介護サービスの利用状況や家庭環境、退院後の生活場所等について、早目に把握し、必要に応じて情報提供を行っている。	平成30年度に庄内地域入院ルールが策定され、医療と介護の連携強化の体制が整備された。	在宅復帰に向け、入院や退院時の情報共有の推進を図る。
医療・看護・介護・保健の連携ツールの活用推進	ちようかいネットの利用が少しずつ増加しており、必要に応じて利用されている。平成31年3月には医療情報ネットワークの全県化の運用が開始となった。今後もさらに多くの関係者に利用いただけるように利用促進を図っているところである。地域連携パスを活用することにより、患者さんの情報を病院と地域の医療機関で共有し役割分担をしている。 【ちようかいネット参加施設数72(H31年度)】【Net4U参加施設数129(H31.1時点)】	ちようかいネットは利用が増加、Net4Uは対象施設の拡大が課題である。地域連携パスにより適切な医療提供に繋がっている。	ちようかいネットは対象施設を介護施設等に拡大する。Net4Uはがんパスや疼痛指標のICT利用で活用する。

【施策の方針】(4) 地域の特性に応じた地域資源やサービス提供体制の開発・整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
1-(4)	地域資源やサービス提供体制の開発・整備	(例)小さな拠点事業について 朝日地域の大網地区をモデル地区として、ブランづくりや社会実験等「小さな拠点」の形成推進に資する事業に対して補助金により支援を行い、地域内交通、生活サービス、特産品販売促進の3つの部会を核とした地域住民による主体的な取組につながっている。また、住民が目標として掲げる「住み続けられる地域」の実現に向け、旧大網小学校跡地に生活サービス機能(※朝日東部コミセンの機能含む)を集約し、活動拠点施設の整備を進めている(H31.4.1開所・H31外構整備工事)。	今後の地域づくりにおいては、ビジネスの視点も備えた地域をコーディネートする「人財」の確保・育成と、持続可能な地域運営を可能とする組織づくりが求められている。	特に買い物支援や生活交通の確保など「くらし」を支える取組をはじめ、地域内外との交流や地場産品を活用した新規ビジネスの創出など、地域住民を主体としながら、取組を推進していく。

【施策の方針】(5) 認知症等の介護者への支援策の強化

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
1-(5)	介護者への各種支援策の充実	介護者同士の情報交換と相互交流と合わせてリフレッシュする機会を提供する交流のつどいの開催のほか、認知症高齢者等のいる世帯に見守りや話し相手を行う者を派遣する見守りサービス事業、重度要介護者を年間介護保険サービスを利用せずに介護している世帯に対し慰労金支給を行うことで、介護者の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図った。	交流のつどいの参加者が減少(H29:183人、H30:160人)していること、また、慰労金支給が平成25年度を最後に申請がない状態が続いている。	交流のつどいについては、介護者がより参加しやすい実施方法を模索・検討し、慰労金は県事業にあわせて対象の緩和を行う。
	認知症に対応する地域資源の整備	市民ボランティアの「つるおかオレンジサポートの会」の協力を得ながら、認知症施策の各事業に取り組んだことにより、参加者が増加し、活性化につながっている。また、認知症カフェの運営について、庄内病院等と連携することで、認知症の人や家族の参加が増加している。	地域の支え合いの体制整備として、認知症カフェの開催か所を増やす必要がある。	市民等への普及啓発を行い、新規開設のための支援策について検討する。

【施策の方針】(6) 介護人材の確保と養成

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み

1-(6)	介護人材確保と資質の向上	平成30年度においては、介護の仕事の魅力を理解してもらい就労に繋げるために、高校生などを対象とした映画の上映と講演会を開催した。高校等での介護人材育成のための講師を引き受けている。	解決に直接結びつく対策はなかなか無いのが現状であり、評価は難しい。	国・県と一緒に取り組む。
-------	--------------	--	-----------------------------------	--------------

●基本方針2 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備

【重点課題】 ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備

【施策の方針】(1) ワンストップの初期相談・支援体制の整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
2-(1)	総合的な初期相談支援体制の整備	未整備 平成30年10月に地域包括支援センター(9か所→11か所)の担当エリアを再編し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種を全センターに配置することにより、総合相談の体制整備を図った。	3職種の専門職配置ができなかったところが、3センターあった。	平成31年度は全センターに3職種配置となる。

【施策の方針】(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
2-(2)	生活困窮世帯の子どもの学習支援	平成29・30年度、県モデル事業として行われた「子どもの生活・学習支援事業 鶴岡教室」が終了したことから、子どもの貧困や貧困の連鎖を断ち切る等の取り組みの一環として、ひとり親や低所得世帯の小中学生を対象とした市の委託事業として「子どもの学習支援事業」を令和元年度から行う。 H29よりひとり親家庭の小中学生を対象に毎週土曜日、県のモデル事業として「子どもの生活・学習支援事業」を実施(会場:にこふる 県ひとり親福祉会受託、鶴岡市母子会運営)。月2回は子ども食堂をあわせて開催した。【実施回数:H29-39回、H30-38回、登録人数:H29-56名、H30-37名 子ども食堂:H29-19回、H30-19回】	事業を行うこと自体評価されるものであるが、事業展開が今後であり、実施後の評価・課題は不明である。 学習支援では、会場が市内1ヶ所のみであるため、送迎等の理由で旧町村地域の参加者が少ないこと、子ども食堂では、調理ボランティアの安定的な確保が課題となる。	令和元年5月以降事業展開する予定。 学習支援では、現在の「にこふる」に加え、旧町村地域の公共施設等でも実施していく。子ども食堂では、取組みについて広く周知し、賛同してもらうことで調理ボランティアの確保に努めると共に、地域での自主的な取組みとしての活動をより一層広げていく。

【施策の方針】(3) 生活困窮に関する問題への連携した取り組みの体制整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
2-(3)		平成27年4月より生活困窮者自立支援相談窓口(くらしす)を設置し、生活困窮に係る各種相談と同行支援を含むアウトリーチ支援を行っている。相談は、年間200件を超え就労援助、障害サービス援助、居所確保等々多方面へ問題解決に向けた取り組みを行っている。 母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対し、子育てや生活、就労等に関する情報を提供するとともに、問題解決に向けて相談、支援を行った。相談内容に応じ、関係機関と連携し、当該世帯の自立に向けて支援した。【相談件数:H28-305件、H29-414件、H30-361件】	平成21年以降、前年度比26~75件程生活保護申請数が増加していたが、平成28年度1件、29年度マイナ19件と激減している。 相談内容が複雑化しており、他支援機関とのより綿密な連携が必要となる。	令和元年より就労準備支援事業とひきこもりのアウトリーチ等を行っていたが、生活困窮者支援の充実を図る。 引き続き、他支援機関と情報共有を図り、連携しながら支援していく。

(仮称)暮らしのセーフティネット相談・支援体制の整備	鶴岡ワークサポートルームにおいて専任の支援員2名を配置し、若者の就労相談や内職相談及び求人情報等の情報提供を行っている。また、庁内関係各課で構成するプロジェクトチーム会議(就労支援部会)において情報を共有し、支援方法について検討を行っている。	相談者は、移住希望者や、自宅で介護や育児を両立されている女性の方が中心であり、引き続ききめ細やかな対応が必要である。	継続して実施する。
	自殺予防・若者ひきこもり者の相談支援を目的に、関係機関と連携した相談・支援を行っている。平成30年度作成した鶴岡市保健行動計画の自殺対策の重点対策の一つに生活困窮者対策を掲げた。	地域自殺実態プロフィールで、生活困窮者の対策が推奨される重点的な対策とされた。	保健行動計画の自殺対策に基づき、関係課・関係機関と連携して事業を推進する。
	年6回の子ども家庭支援センターが主催する「要保護児童対策地域協議会」(略称:要対協)で関係機関と情報交換をし、必要に応じて他課の職員と協働して支援を行った。また、中学校ブロックごとに配置した指導主事だけでなく、スクールソーシャルワーカー(1名)が窓口となって対応するケースもあり、これまで以上に、児童生徒や家庭のニーズに合った支援が可能となった。	関わる機関が多くなる分、ケース会議の日程調整、情報共有、方針の確認に時間を要する。	メールを活用するなどの工夫をしつつ、これまでの取組を継続する。

【施策の方針】(4) 暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
2-(4)	2-(3)と同様			

【施策の方針】(5) 中学校区エリアへの「(仮称)地域福祉コーディネーター」の配置

取組み対する総括評価				
計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
2-(5)	(仮称)地域福祉コーディネーターの配置	地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの配置に当たり、所管課で協議し、地域福祉コーディネーターの役割を生活支援コーディネーターの一部担ってもらうことで、平成30年10月から、11か所全ての地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターを配置(11名)した。	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種に加え、コーディネーターとの連携により、総合的な支援環境の整備ができた。	地域包括支援センターにおける総合的な支援が充実するよう、制度研修や情報共有を行っていく。

●基本方針3 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり

【重点課題】住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備

【施策の方針】(1) 地域における住民主体による地域支え合い活動への支援

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
3-(1)	地域に潜在している要援護者を支援する仕組みづくり	平成27年度より生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、地域の情報を把握・訪問し潜在する要援護者に対し、相談支援する仕組みを構築している。令和元年からは、就労準備支援事業において、要援護者に対し、就労訓練的な社会参加を促す取り組みも行っている。	・生活困窮の視点ではあるが、断らない相談機関として、担うことができた。 ・今後期待されるコミュニティソーシャルワーカーとの役割分担が課題。	現在は、生活困窮の視点からアウトリーチ支援を図っているが、最終的には、コミュニティソーシャルワーカーがコーディネートする取り組みが必要と思われる。

ひとり暮らし高齢者に対する見守り、安否確認や急病・事故などへ対応	見守り等が必要な満70歳以上のひとり暮らし高齢者に、週1回民生児童委員が訪問し安否確認を行うことにより、高齢者の安心を確保し地域における自立した生活の支援を図っている。また、ひとり暮らし高齢者等に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器の設置による見守り支援を行っている。 愛の一声運動事業対象者数・H29:1,850人、あんしん見守りコール事業設置台数・H30:114台	・民生児童委員の欠員により支援ができない区域がある。 ・通信機器設置については協力者の確保が難しく、設置に結びつかないケースがある。	継続して取り組む。
高齢者見守り活動の実施(社会福祉協議会の取り組み)	見守り活動としては、「おだがいさまネット活動」、「緊急安心カード設置事業」、「福祉協力員設置」、「会配食事業」に各学区地区社協等の地域福祉推進組織が取り組まれ、また、町内会単位では「お茶のみサロン活動」に取り組まれている。	高齢者の見守りだけでなく、全世代対応の見守りの仕組みの検討が必要。	地域包括ケアを目指し、地域の誰もが社会から孤立させない取り組みを基本に事業を検討する。
「おだがいさまネット活動」事業の実施(社会福祉協議会の取り組み)	「見守りネット活動」:見守りのネットワークを構築し、啓発活動に取り組み、住民の方々の意識と共に地域力を高める。4地区実施 「支え合いネット活動」:日常生活で困りごとを抱えている方に対して、課題解決のための生活支援の仕組みをつくる。1地区実施。	地区役員の交代や人材不足により、ネットワーク構築後の活動の維持、点検のあり方が課題。	継続性のある事業展開のため、例えば、まちづくりの視点によるネットワーク構築等、事業のあり方を検討する。
庄内地域高齢者見守り・支え合い活動の実施(県事業)	県と民間事業者と地域の見守り活動に関する協定を締結し、年1回「やましん地域安全ネットワーク推進会議」に出席し関係機関と連携を図っている。また、本市では国の通知に基づき平成25年度にライフライン事業者を招集し、日常業務の範囲内で住民の異変を感じた場合や経済面で不安がある世帯について情報提供を依頼し、これまで数件の情報提供があり、関係部署と連携し対応した。	地域の見守り活動の支援に繋がっている。	継続して取り組む。
福祉協力員の配置(鶴岡地域学区地区社協の取り組み)	鶴岡地域における福祉協力員設置数は884名(H31.3現在)。主に学区地区社協が設置主体となっており、役割としては、町内会単位や身近な範囲における気になる方の見守りや、福祉関係の情報提供、学区地区社協事業への協力などを行っている。	各学区地区で役割、活動範囲、選出人数が異なり、さらに、地域性もあるため活動評価は難しい。	市社協として福祉協力員の効果的な活動のあり方を示す必要があるが、人材難の課題も含め検討を行う。
小地域サロン事業の実施	基本方針5-(1)に示すように、介護予防を目的とした通いの場づくりを主として支援している。サロンの立ち上げは、社会福祉協議会が主に関わっており、連携して支援している。	サロンが地域の支え合いの場になっている。	誰もが参加し要介護者を支える仕組みにするには実施回数や参加者数の増加を目指す。
地域ビジョンの策定支援	地域ビジョン策定に向けた地域づくりワークショップ支援事業を実施。住民自治組織ステップアップ補助金に地域ビジョン策定をもとに取り組む事業枠を設ける等、取組を支援した。	地域ビジョン策定の手順や地域の「対話の場」の創出など、地域に寄り添った支援が必要。	地域ビジョン策定に向けた研修会への講師派遣やワークショップ開催支援、取組事例の情報提供など継続して支援していく。

【施策の方針】(2) コミュニティセンター・地域活動センターエリア単位の地域福祉推進体制の整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
3-(2)	広域的な地域福祉推進組織の整備・強化	未実施 コミュニティセンターや地域活動センター等を拠点としてコミュニティの活性化を図るため、広域コミュニティ組織に対して交付金を交付するとともに、老朽化が著しい施設等の整備を行った。	地域事情や事業規模等の変化に伴い、内容の見直しが必要である。	住民の安全・安心で心豊かな生活や持続可能な地域づくりを推進するため、今後も継続して交付金による支援、コミュニティセンター等の計画的な整備を行っていく。

【施策の方針】(3) 地域支え合い活動「おだがいさまネット活動」の拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み

3-(3)	おたがいさまネット活動の取組み支援(社会福祉協議会の取組み)	平成30年4月に新助成金交付要綱を制定。助成活動のメニューとしては、「見守りネット活動」「支え合いネット活動」「福祉教育・学習活動」「ふくし座談会」等を設定。旧町村エリア(藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海)については、福祉活動支援事業により、地域福祉推進基礎組織へ支援。	鶴岡地域と旧町村地域の助成金要綱の統一化の検討。	学区・地区社協とコミュニティ組織との統合の動きを見据え、助成要綱の内容を検討する必要がある。
-------	--------------------------------	---	--------------------------	--

【施策の方針】(4) 「地域支え合いプラン」の普及・拡大

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
3-(4)	地域支え合いプランの作成(社会福祉協議会の取組み)	旧町村エリア各福祉センターごとに、地域でできること、福祉センターで支援できることなど、各地域福祉委員会で協議し策定。鶴岡エリアにおいては、平成30年度に各学区・地区社協(地域福祉推進基礎組織)へ、統一した様式により策定を依頼。	各旧町村ではプランを基本に事業展開し、H30年に中間年検証を実施。	鶴岡地域においては平成32年度まで全学区地区で策定予定。次期地域福祉活動計画策定との整合性を図る。
	地域コミュニティ推進計画の進行状況	地域の実態を踏まえ、今後の地域のあるべき姿を多くの住民の中で共有し、住民が主体となり、取り組む内容を定めた「地域ビジョン」の策定を推進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化のための施策について検討を行ってきた。	計画期間がH32年度までのため、第2次推進計画の策定に向けて、見直し・検証作業等が必要。	住民主体の地域ビジョンの策定を推進し、具体的な取組ができるよう支援していく。

【施策の方針】(5) 市民のボランティア活動の振興と新たな問題に対応する活動の促進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
3-(5)	ボランティア活動の振興支援	年2回開催の社協ボランティアセンター運営委員会に出席し、事業の取組み、課題等について協議、情報交換を行ってきた。また、ボランティアに興味がある市民(学生も含む)対象の「出前ボランティア講座(災害支援も含む)」や、興味がある人と現在活動している団体等が情報交換等を行う「ボランティア交流会」「ボランティア研修会(災害支援も含む)」等を行い、ボランティアについての理解と活動参加への促進の機会を多くつくった(社会福祉協議会の取組み)。	生活支援のためのボランティア活動が少ない状況にあり住民同士助け合える環境作りのため住民自治組織等との連携が必要。	社会福祉協議会を主体とした活動を支援し、ボランティアの発掘及び育成、災害ボランティアセンターの機能の充実を図る。

●基本方針4 地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築

【重点課題】 地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築

【施策の方針】(1) 地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
4-(1)	地域リーダーの育成	平成30年度は、学区・地区社協連絡委員会・市社協主催による地域福祉推進研修会を、市の事業である地域福祉リーダー養成講座へ共催により実施し、講演や実践報告、グループワークによる住民主体活動のための組織づくりの研修等を実施。※H29年度は櫛引地域、H28年度は羽黒地域で実施。	地域の関係者が参加。地域支え合いプランの策定や福祉部設置等、福祉意識向上の成果あった。	相談支援体制を整備し、より地域の個別ニーズを把握することで、効果的な研修テーマを見出し、人材育成の充実を目指す。
		地区担当職員制度の推進、住民自治組織総合交付金や地域づくり交付金等の交付によって、住民自らの課題解決、持続可能な取組体制の構築を支援してきた。	少子高齢化の進展や若い世代の参加意識の希薄さ等もあり、役員の担い手不足の固定化が進んでいる。	新たな職員制度創設による住民主体の地域づくりへの支援や次代を担うリーダー育成を目的とした研修会等を開催していく。

【施策の方針】(2) 包括的な相談支援など新しい福祉サービス提供を担う人材の育成・確保

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
4-(2)	地域包括支援体制を構築するためのコーディネート	包括的な相談支援体制の構築に向けて、市社会福祉協議会等と協議を行った。	包括的な相談支援などを行う人材の配置場所等に課題が残った。	今後も体制の構築に向けた検討を進める。

	するにののーアイト 人材の配置検討	平成27年度から市役所内に第1層生活支援コーディネーターを配置するとともに、平成30年度からは11カ所ある地域包括支援センターに各1名の第2層生活支援コーディネーターを配置した。	介護保険制度を活用し人材配置できたことは良かったが、全てが個別の相談支援が可能な専門職とはならなかった。	地域の課題を解決に導くための相談支援に結びつけるコーディネートが行なえるようスキルアップを図る。
--	----------------------	---	--	--

【施策の方針】(3) 地域における課題を解決するための住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
4-(3)	社会福法人等地域関係団体が参加するプロジェクトチームの設立検討	生活困窮者支援における就労支援について、ハローワーク、福祉課、商工課、農政課、教育委員会、高等学校、保護司会、民間企業、若者支援機関、社会福祉協議会等が参集し、就労支援部会を立ち上げ、社会的に孤立している方への就労についての現状と課題を把握し、その対応方法を検討した。 取組みなし	福祉関係者のみならず、多くの関係機関が参集することにより、各機関の役割を再認識でき、今後の対応策の方向性が見えた。	30年度に引き続き、就労支援部会を開催し、より多くの民間企業より参画していただき、生活困窮者の就労支援を行う。

【施策の方針】(4) 地域公益活動を推進する社会福祉法人への支援

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
4-(4)	地域課題解決に向けた社会福祉法人への活動支援(社会福祉協議会の取り組み)	平成29年・30年度において、特養を経営している9つの社会福祉法人に向け、地域における公益的取組みを促進するための研修会や、各法人の公益的取組み状況の聞き取り、社協内の相談支援機関(高齢・障害・生活困窮)に寄せられる生活課題の事例をもとに懇談会を開催した。9つの法人の中には、生活困窮者の就労体験を受け入れる等の活動を行っている。	公益的取組み実践における意識醸成を図ることができた。今後はさらに活動推進の手段と9つの法人以外への活動推進が必要。	市内すべての社会福祉法人が公益的取組みを推進できるよう、令和元年度はこれまでの9法人からなる連絡会を発足する予定。

【施策の方針】(5) まちづくり助成制度の活用推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
4-(5)	まちづくり制度等への活用促進	住民自治組織ステップアップ事業補助金の活用により、住民自治組織が地域における課題解決や魅力ある環境づくりに向け、新たに取り組む地域づくりを支援してきた。	類似まちづくり補助金の関係整理とあり方の検討が必要。	既存まちづくり事業関連事業補助金の事業や支援内容を整理統合し、新たな制度として創設し、支援していく。
	障害者駐車場のペンキ塗り替え作業への助成	障害者の社会参加を促進するため、公共施設における身体障害者等用駐車場の整備を行っている。整備の内容は、障害者団体ボランティアによる駐車スペースのペンキ塗り替え等であり、その際の、ペンキ等の原材料と刷毛等の消耗品、合わせて10万円分を助成している。平成28年度は、5か所6台分の塗り替えと1か所2台分の移設、平成29年度は、6か所8台分の塗り替えと1か所1台分の移設、平成30年度は、7か所9台分の塗り替えを行った。	身体障害者等用駐車場の確保・整備を行うことにより、身体障害者等の、外出時の安心に繋がる。	整備を継続し、身体障害者等用駐車場の確保するとともに、広く市民全般から、身体障害者等用駐車場の存在を知ってもらうことで、障害理解やマナー促進を進める。
	鶴岡パートナーズ制度の地域福祉分野での活用	平成23年度から取組を開始した鶴岡パートナーズ事業交付金制度は、これまで地域団体等からの申請に基づき、藤棚の修繕作業や説明板・案内標識の設置など延べ39事業に活用された。平成28年度以降においてはコミュニティセンター駐車場の白線等の整備など9事業に活用されたが、特に地域福祉分野での活用は見られなかった。	これまでの鶴岡パートナーズ事業交付金制度では地域福祉分野における活用実績がなかったことから、今後新たな制度が活用され、地域住民の健康や地域福祉の増進につなげることが今後の課題となっている。	31年度から、住民自治組織ステップアップ事業補助金、鶴岡いきいきまちづくり事業補助金、鶴岡パートナーズ事業交付金の3つが統合された新たなまちづくり助成制度のもとで引き続き活用を図る。(地域振興課が主担当)

●基本方針5 ころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

【重点課題】 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

【施策の方針】(1) 住民主体の介護予防活動の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
5-(1)	高齢者の介護予防への取組みの推進	いきいき百歳体操を主とした住民主体の介護予防通いの場づくりの立ち上げを支援した結果、週1回百歳体操に取り組む団体は平成30年度末で71団体となった。他に、月2回以上自主的に運動を取り入れ介護予防に取り組む団体に申請に基づき補助金を交付する事業を平成29年度より開始した。	住民主体で介護予防に取り組む団体は順調に増加している。	住民が自主的に継続して介護予防に取り組めるように引き続き支援する。
	住民主体の介護予防活動の担い手の養成	介護予防活動に特化した担い手の養成を全市一括で実施する事業は平成29年度で終了した。平成30年度からは総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の担い手養成に、介護予防活動についてのカリキュラムも取り入れ実施した。【H30年度修了者数49人】	住民主体で介護予防から地域の支え合いまで支援できる取り組みとなった。	担い手の活躍の場を広げる取組みを推進する。

【施策の方針】(2) 認知症への理解と予防の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
5-(2)	高齢者の健康づくり推進のための事業を実施	認知症予防に効果があるとされている有酸素運動の継続を図るために、平成27年度より3か年計画で認知症予防セミナーを実施した。平成30年度からは、同様の内容を、毎年2地区を指定し、継続的に実施している。また、認知症予防のためのパンフレットを作成し、それを活用した啓発を行っている。	健康意識・行動調査で、65歳から79歳の意識的運動習慣者は、H23年53.6%、H29年43.1%で減少している。	地区組織等と共同した事業の推進を行い、意識的運動習慣者の増加を図る。
	認知症への理解を深めるための取組の推進	地域包括支援センターや市民ボランティアのつるおかオレンジサポートの会等により、認知症サポーター養成講座を開催した。【H29:62回 2,078人、H30:66回 2,108人】	小中学校での開催も増加し、成果を上げている。	継続する。
	認知症の早期発見・早期相談支援の体制構築	認知症初期集中支援チームの活用は、年間5件とまだ少ないが、独居高齢者や症状が強く支援困難な事例等に対して、適切な支援体制の構築につなげられた。	市民への普及啓発が十分でない。	認知症ケアパス(ガイドブック)の配布や、広報の特集記事の掲載などに取組む。

【施策の方針】(3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
5-(3)	こころの健康づくりの推進	こころの健康づくりにおける休養・睡眠の重要性、ストレスへの対処方法などの講演会や健康教室を実施している。	健康意識・行動調査で、いつもの睡眠で休養がとれているかの設問で、とれていない人が、H23年29.7%、H29年32.9%で増加している。	保健行動計画の健康増進に基づき、事業を推進する。
	自殺予防対策の推進	ネットワーク構築・普及啓発・個別支援を行い、自殺者の減少を図っている。こころの健康相談を実施し、必要に応じ、関係機関と連携して相談支援を行っている。平成30年度策定の鶴岡市保健行動計画の中に、新規に自殺対策の計画を盛り込み、推進の強化を図る。	自殺死亡率は減少しているが、自殺対策で定めた目標値をめざし、更なる減少を図らなければならない。	保健行動計画の自殺対策に基づき、関係課・関係機関と連携して事業を推進する。
	ひきこもり対策	平成27年に若者ひきこもり相談を開設し、定期相談を、平成27年度から月1回、平成29から月2回、平成31年度から月4回に拡充、合わせて、継続支援を実施している。必要に応じ、関係機関と連携して相談支援を行っている。平成30年度から、家族教室を開催した。 平成29年度より鶴岡市ひきこもり支援連携会議を開催し、ひきこもりの支援体制や支援のあり方等について協議を続けている。そのなかで、平成30年度は、各相談機関におけるひきこもりの実数を把握し、県が行った民生児童員の調査結果との比較検討を行った。 学級生活満足度を測る検査を全小中学生に実施し、不登校につながる恐れのある集団への不適応の未然防止、早期発見に努めた。また、中学校ブロックごとに配置した指導主事を介して、学校とこまめに情報交換を行った。困難ケースには、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の力を借りて対応した。	平成29年度相談実人数は29名で、増加しているが、どこにも相談できずにいる方が、多数いると考えられる。 個人情報の関係から、ひきこもりの具体的なデータ集約までは出来なかったが、概数では把握することが、出来た。それを支援にどう生かすかが課題。 支援を必要とする児童生徒や家庭が増える一方で、SCやSSWの数が十分ではない。	困ったことがある時は、一人で悩まず相談することの意識啓発と、相談先の周知を行う。 若者のひきこもり支援と高齢者のひきこもり支援は区別する必要があると思われる。マニュアルの作成や支援のあり方について更に協議を重ねていく。 SC、SSWの増員に向けた環境整備をしつつ、現在の取組を継続する。

不登校やひきこもりへの継続的な支援	同上		
-------------------	----	--	--

【施策の方針】(4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
5-(4)	健診機会のない若年期の市民を対象に健診及び健診結果相談会などの実施	40歳未満の方を対象にさわやか健診を実施している。糖尿病検査の結果、精密検査が必要な方に回報書を発行し受診勧奨を行っている。また、生活習慣病のハイリスクである肥満者の男性を対象に、減量のための支援を行っている。H30年度から、健診時に食事指導を実施している。	さわやか健診後のセミナーへの参加が減少傾向にあるため、健診時に食生活や運動指導等の充実を図る必要がある。	健診時保健指導の内容を検討し、さわやか健診の継続と指導内容の充実を図る。
	健康づくりへの意識啓発と健康自己管理能力の向上(健診の要指導者対象)	鶴岡市国保の被保険者を対象とし、生活習慣病ハイリスク者に対し、保健指導を実施している。また、糖尿病重症化予防対策として、訪問指導や糖尿病予防セミナー等を実施している。	特定保健指導の利用率が、H29年度35.1%であり、目標の60%より低い状況である。	ハイリスク者への訪問指導やセミナーの継続実施。
	がん検診・特定健康診査などの受診率の向上	がん検診の受診率の向上を図るため、働き盛りを重点に職域との連携を図り、受診しやすい環境整備を図った。特定健診については、未申込者や未受診者への受診勧奨を実施した。	受診者が減少傾向である。	がん検診については、職域との連携を継続する。特定健診については、未受診者、未申込者に対し受診勧奨を継続する。
	ヘルスアップセミナー(個別健康支援プログラム)の実施	肥満等生活習慣病のリスク者を対象とし、ヘルスアップセミナーを開催している。(12週間8回のプログラムで、2コース)	参加者が減少傾向にあるため、案内の抽出方法や案内チラシの工夫、周知方法等の改善を図る。	継続実施
	「健康づくりサポーター」の育成や、積極的に健康づくりに取り組む個人の活動支援	肥満等生活習慣病のリスク者を対象としたセミナーの修了者(年間約50名)を「健康づくりサポーター」と位置づけ、年1回、「サポーターのつどい」や年2回情報誌を発行し、健康づくりに取り組む個人の活動を支援している。	健康づくりサポーター育成により、自分の健康づくりのみならず、健康づくりを市民に拡げていく意識の醸成がみられる。	継続実施

●基本方針6 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

【重点課題】子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実

【施策の方針】(1) 子ども・子育てや若者に関する相談支援体制の拡充と機能の強化

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
6-(1)	子ども・若者支援地域協議会の設置検討	未検討		
	相談支援体制の充実と地域生活での自立支援・ネットワーク化の推進	未実施		
		乳幼児健康診査では、子どもの発達を確認し状況に応じて相談支援を継続している。言語発達等の経過観察や相談支援を目的として、おやこ教室を年8回開催している。主として就学前に発達検査や専門機関での療育訓練が必要な子どもは、保健師がつなぎ役となり専門的な支援が受けられるよう対応している。	専門の療育機関が少なく、また児童相談所での発達検査を受けられる人数も限られているため、早期に専門的な支援が受けられない場合がある。	機会をとらえて県に療育支援体制の整備を要望する。子ども家庭支援センターと連携し相談支援を継続していく。

小中学校の不登校や発達、若者のひきこもりなどに関する相談支援	平成27年に若者ひきこもり相談を開設し。定期相談を、平成27年度から月1回、平成29から月2回、平成31年度から月4回に拡充、合わせて、継続支援を実施している。必要に応じ、関係機関と連携して相談支援を行っている。平成30年度から、家族教室を開催した。	平成29年度相談実人数は29名で、増加しているが、どこにも相談できずにいる方が、多数いると考えられる。	困ったことがある時は、一人で悩まず相談することの意識啓発と、相談先の周知を行う。
	外部有識者を含めた巡回相談を年間30回実施し、全児童生徒に対してスクリーニングを実施している。その結果を受けて、希望があった児童生徒には、教育相談センターの相談員が個別知能検査を実施し、その子にあった支援が学校でできるよう指導・助言をしている。各家庭からの相談には随時対応している。	児童生徒個々のニーズに応じた対応が可能になり、学校全体の安定につながっている。	現在の取組を継続する。
	平成30年6月に子育て世代包括支援センターの設置に伴い、子ども家庭支援センター内に子ども総合相談窓口を開設した。障害児通所事業所「あおば学園」及び学校教育課の職員が定期的に来所し、障害児や思春期児童等の相談についても幅広く対応できるよう体制を整えた。 【H30年度相談件数：281回】	児童に関する総合相談窓口として相談しやすい体制を整えた。開設による周知効果により、子ども家庭支援センター全体の相談件数の増加や、内容の多様化が見られた。相談員の資質向上や相談室の確保が課題。	今後も一層の周知を図り、関係機関と連携しながら、幅広い年齢層に合わせたきめ細やかな相談対応を行う。
中学卒業後の青少年に関する相談支援	青少年育成センターが相談業務にあたっており、H29年度は、10件の相談があった。市のHPや広報を使って連絡先を周知している。	青少年の相談窓口の1つとして機能している。	現在の取組を継続する。
スクールソーシャルワーカーの配置検討	平成29年度より市単独でスクールソーシャルワーカーを配置(1名)している。児童生徒はもとより、ケースによっては、保護者や家庭支援も行っている。平成30年度は小学生7名(5校)、中学生11名(7校)に対して支援をした。	高校進学や、学校とつながりを持てるようになったケースもある。	増員も検討しつつ、現在の取組を継続する。

【施策の方針】(2) 発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
6-(2)	発達に課題がある子どもや気になる子を育てる親や支援者を支える相談・研修の実施	保護者に対して、発達相談や保護者療育研修会を実施し、保護者の困り感に寄り添った相談支援と、保護者同士のつながりや気持ちの共有、障害福祉サービスの周知等に努めた。また支援者に対しては、障害理解を深める研修会の実施の他、園訪問等実施し、障害理解と支援力向上に努めた。	家族の将来への不安感を軽減するために、相談の場や研修会の必要性が高い。	障害理解と特性に基づく適切な療育環境を整え、支援体制を構築できるよう、研修指導、支援等を継続する。
	県立総合療育訓練センター庄内支所の機能強化	山形県庄内地方重要事業要望として、庄内開発協議会を通じて子ども医療療育センター庄内支所を「山形県立こころの医療センター」の隣接地に移転設置し、「庄内小児精神福祉医療センター(仮称)」を整備することを要望書として提出。	「山形県立こころの医療センター」では、ストレスケア病棟が整備されるなど、児童思春期外来体制の充実が図られているため、それを最大限活用するためにも、隣接地への移転設置を求めるもの。	継続して要望する。
障害やその疑いがある子どもを持つ子どもの発達を促していくための支援	平成27年度から生涯を通じての切れ目ない発達支援施策を推進するため、健康福祉部と教育委員会の関係課から成る鶴岡市発達支援関係課連絡会を設置し、課題等について年2回程度情報交換を行い、連携を図っている。		発達支援について、部署横断で協議する場が設置されている。義務教育を修了者で福祉サービスにつながっていない者に対する支援がその把握も含め困難である。	ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進していく。
	乳幼児期から学齢期、成年期と、それぞれのライフステージに関わる関係機関の連携を強化し、本人に対して必要な支援の内容がスムーズに引き継がれるよう、「やまがたサポートファイル」の活用を進めている。		サポートファイルの認知度は低く、また、使いにくいという声もある。	本人に対して必要な支援内容を、様々な機関にスムーズに引き継ぐには、統一の様式を使用することが有効であるため、「やまがたサポートファイル」の活用を更に進めるとともに、県に対し改正を提案していく。

	親子療育支援教室やにこにこクラブを実施し、個別の特性を把握しながら、発達を促していく為に個々に合わせた支援を行った。また発達について家族と共有し、家庭においても児を理解しながら関わられるように支援した。	個別支援を継続的に行うことで、子どもに変化が見られた。職員体制から準備の困難さや受け入れ人数の制限などが課題。	今後も事業を継続し、家族がわが子の特性に合わせた関わりができるよう支援する。
特別支援教育コーディネーターの養成、学校教育支援員・教育相談員の配置	平成30年度は小中学校に50名の学校教育支援員を配置し、個別支援が必要な児童生徒に対応した。鶴岡市教育相談センター(マリカ東館2階)に9名配置した教育相談員が、適応指導教室の運営や、個別の知能検査の実施にあたり、個別の教育的ニーズに対応した。年3回特別支援教育講座を開催し特別支援教育コーディネーターの資質向上について努めた。	どの学校も落ち着いて状態を維持しており、これまで行ってきた特別支援教育の取組は一定の成果を上げている。	学校教育支援員の増員を視野に検討を進める。特別支援教育講座は開講から10年が経過したため講座内容を精選する。

【施策の方針】(3) 子ども・若者がまちづくりに参加し、故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組み

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
6-(3)	子ども・若者の意見を反映させる機会や場の提供	本市の今後10年間の市政の方向を定める第2次総合計画が平成31年度からスタートする。この総合計画の策定にあたり、市民ワークショップの開催を通して、約60名の高校・大学・大学院生と、若者層で構成される鶴岡まちづくり塾メンバー約40名から意見を聴取し、議論する機会を設けることができた。	第2次総合計画の改編期にあたり、タイミングよく計画策定のスケジュールにあわせて若者等の意見を聴くことができたが、これをどのように継続していくかが今後の課題となっている。	高校生の地元定着のため、各高校で総合学習やインターンシップなどの取組を行っており、これらの機会をとらえて、若者の意見等を聴取し、さらに地元への愛着や定着を図る。
	進路・就職などへの意欲を高められる環境の整備(職業体験活動の機会の提供)	就職活動を始める前の高校2年生を対象に、職業観の醸成と地元企業に対する就職志向の向上に繋げるための「しごとセミナー」や、就職が決定した高校3年生を対象に、新しい職場への定着と早期離職防止を目的とした「新社会人スタートセミナー」を開催している。学内での企業説明会や企業見学は、市内中高生や大学生等を対象にした企業説明会や企業見学については、鶴岡地区雇用対策協議会や教育機関と連携しながら実施している。	中高生の就業体験や企業見学は学校や民間団体が主体的に取り組んでおり、継続的に取り組むために、市のバックアップが必要である。	関係機関と連携を図りながら、引き続き支援事業を展開していく。
	つるおか森の保育事業の実施	H22発足した「つるおか森の保育研究会」を中心に、本市の恵まれた森林や自然環境を生かした未就学児の自然体験活動を推進している。森の保育団体体験(交流保育、自主保育)、ワークショップ、フォーラム等を通し、地元の自然に親しみ、故郷を愛する心を養った。【研究会構成団体：H30-26団体・個人】	「つるおか森の保育研究会」を構成する保育園等での活動機会を確保することができたが、参画団体の拡大が課題。	引き続き、「つるおか森の保育研究会」を中心にした自然体験活動の推進を図る。
	学習支援活動の実施(進路・就職の選択肢の拡充)	中学校11校すべてで、地元企業等の協力のもと、職場体験活動を行っている。	生徒が働くことについて考え、地元の良さについて再確認する機会となっている。	キャリア教育の視点での体験活動について調査研究をしていく。
	地域への愛着の醸成	主に総合的な学習の時間を使って、各学校の創意工夫のもと、地域の伝統的な活動等を学ぶことができるよう、特色ある学校づくり交付金を支給している。また、統合校においては、スクールバスを使って統合した地域について学ぶ機会を持てるよう、校外学習でスクールバス利用回数を増やしている。	児童生徒が地域を知る大変良い気かとなっている。	現在の取組を継続する。

【施策の方針】(4) 若者の交流と定住を促進する施策の充実

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
6-(4)	地域おこし協力隊の配置による地域力の維持・強化	朝日地域の大鳥地区、温海地域の福栄地区、榎引地域の宝谷地区に地域おこし協力隊を配置し、地域行事やイベントへの応援をはじめ、住民の生活支援など、各種地域協力活動に従事してもらいながら、集落に対する寄り添い型の支援を実施した。また、定住に至ったケースがある一方で、3年の任期前に終了するケースもあったことから、隊員募集におけるミスマッチを小さくするため、職業体験型求人の実施などを実施してきた。	過去の隊員の活躍もあり、隊員配置を望む地域が増えていることから、地元の主体的な関わりを引き出していくことが課題となる。	地域まちづくり未来事業等との連携を図りながら、地域の主体性などを勘案し配置の拡大を検討する。
	UIターンへの不安を解消する場と機会の創出	各種団体と連携し、ナリワイを切り口とした移住者同士の関係づくりや、帰省者を対象とした交流会を実施し、移住に向けた情報不足を解消する場を創出した。	移住者や帰省者を対象とした、関係づくりの場として少しずつ定着してきていることから、過去の参加者を組織化し、継続的に実施できる仕組みづくりが課題となる。	移住者が移住者を迎え入れられる体制を整えるために、関係機関との連携を図る。

移住定住の促進、支援	首都圏における情報発信(移住・相談プロモーション)、首都圏在住で本市への関心を持つ方々との接点を深めるプログラムの実施、専任の移住コーディネーターによるきめ細かな相談体制に加え、「お試し住宅」などの助成制度を活用し、移住定住を後押しした。	移住予定者に対する丁寧なサポートが移住定住を促していることから、関係機関との連携を密にした相談体制の強化と、関係人口の増加を目指した効果的な取り組みの実施が課題となる。	相談体制の見直しと、関係人口の増加を目指した取り組みの効果測定を行う。
Uターン就職の促進	平成28年度から、首都圏や隣県に在住する大学生や社会人などの地元就職希望者と地元企業が直接、意見交換や情報交換などの懇談ができる地元就職支援事業を実施している。また、地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」を開設し、地元企業の事業内容や採用動向、インターンシップ受入れ状況の配信のほか、地元就職に役立つ各種就職関連情報を受け取ることができる登録制のメールマガジンも配信している。	就職支援事業は、採用実績はあるものの、年々、来場者が減少しているため、さらなる周知活動の強化が必要である。	関係機関と連携を図りながら、引き続き支援事業を展開していく。
未婚の若者の交流の場づくりや結婚の意識啓発に向けた取り組みの推進	市内の企業や団体からなる「つるおか婚活支援ネットワーク」と共に情報の共有化を図りながら、出会いの場の創出に努めてきた。また、市主催による未婚者の出会いの場となるイベントや婚活セミナー等を開催することにより、結婚を前向きに考える未婚者に対する支援を行った。さらに、ボランティアの世話焼き仲間「つるおか婚シェルジュ」が、今後も継続かつ円滑に世話焼き活動を行うことができるよう、つるおか世話焼き委員会が実施する結婚支援事業に対し支援している。平成27年度からの4年間の世話焼き活動で、198名の登録、373回のお見合い、成婚が15	つるおか婚活支援ネットワークをより活性化させ、情報発信を強化する。庄内他市町村との婚活事業の連携を図る。	活動を継続し、より多くの人に結婚について前向きに考えてくれるよう意識啓発を行う。

●基本方針7 地域で安心して住める権利擁護の支援体制の整備

【重点課題】地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証

【施策の方針】(1) 総合的な権利擁護システムの整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
7-(1)	日常生活自立支援事業、権利擁護ネットワーク構築事業の実施(社会福祉協議会の取り組み)	鶴岡市全域で日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者、障害者等日常生活で判断能力に不安がある方の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行っている。また、法人後見事業を実施するとともに、市内の後見受任団体や専門職との連絡会を開催し情報交換等連携強化を図っている。	日常生活自立支援事業の利用者が年々増加し、ニーズが多い反面、支える側の人材不足がある。	事業を継続しながら、生活支援員の確保に努める。
	日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用を支援するシステムの整備	地域包括支援センターや関係機関と連携し、判断能力が十分でなく後見開始等の審判請求を行う親族がいない高齢者について市長が請求が行い、また、鑑定費用や後見人等報酬を負担できない低所得の被後見人等に対して費用の助成を行っている。 【市長申立・H30:7件、報酬助成・H30:8件】	認知症高齢者の増加や家族機能の低下等から、潜在的ニーズは多くあると思われる。	制度の普及・啓発活動を進め、体制整備にも取り組む。
	障害者に対する権利擁護のために必要な援助	障害福祉サービス事業者向けに虐待防止に関する研修会や、一般市民も対象として差別解消に関する研修会を開催している。成年後見制度については、制度周知を図るとともに、制度利用にかかる費用について助成を行っている。	虐待防止、差別解消、成年後見制度の利用促進を主な取り組みとし、権利擁護に関する意識が十分に浸透するよう、継続して行っていく必要がある。	研修会等の開催と、差別解消に関しては、条例制定に向けて検討を行う。
	高齢者に対する権利擁護のために必要な援助	鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会を年2回開催し、虐待に向けたネットワークの強化を図っている。また、地域包括支援センターにおいて、高齢者の消費者被害、特殊詐欺の予防に関する取り組みを行っている。	関係機関と情報共有や連携を深めることにより権利擁護の支援体制の整備が図られている。	継続して取り組む。

【施策の方針】(2) サービス評価と苦情対応システムの整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
7-(2)	介護相談員派遣事業の充実と、総合的な苦情対応システムの整備	介護サービス利用者と施設の橋渡し役となり、苦情に繋がる前に未然に防ぐために、サービス提供の場を訪ね相談活動を行い、利用者の疑問や不安の解消を図った。平成30年度は、257回の訪問を実施した。	介護サービス利用者と施設の増加に伴い、活動を継続していく必要がある。	研修を通して相談員の質を高め、事業に取り組む。

事故の防止とサービスの質の向上(苦情や事故報告)	事故等発生時には、報告書の提出を求め、聴き取りを行うなどの対応をしている。苦情については、実績なし。	苦情を受けた際の対応の仕方について、検討が必要。	苦情に対応できるような仕組みづくりと、職員対応能力の向上を図る。
苦情対応システムの整備	苦情については、実績なし。	苦情を受けた際の対応の仕方について、検討が必要。	苦情に対応できるような仕組みづくりと、職員対応能力の向上を図る。
	利用者や事業所等多様な苦情が寄せられており、それぞれ個別具体的に対応を行っている。その結果について課内で情報を共有している。	対応した職員が解決に向けて丁寧に対応しているが、解決にいたらないケースもある。	今後も多様な苦情に対して、職員一人一人が解決に向けて丁寧に対応していく。
	サービスに対する苦情や要望については、各施設において、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を選任し、対応している。また、利用者からアンケートをとるなどし、保育等の質向上、満足度の向上に努めている。	苦情等への対応は、各施設において解決が図られているが、市担当課へ申出があった場合、行政としての介入の仕方について整理が必要。	苦情解決の仕組みについて周知し、円滑な解決を図っていく。
第三者評価事業のあり方を検討	未検討		
	介護保険制度の地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護事業所では、自己評価及び介護・医療連携推進会議(運営推進会議)での外部評価を実施し、認知症対応型共同生活介護事業所では自己評価及び評価機関による外部評価を実施している。結果については、事業所のHP等や福祉保健医療情報システム(WAM NET)で公表されている。	評価の仕組みによりサービスの質の向上に向けた取り組みが行われている。また、結果公表は利用者が事業所を選択する際の一助となっている。	引き続き事業の継続を指導する。
	未検討		

【施策の方針】(3) 行政や民間事業者などの従事者に対する権利擁護に関する啓発による普及の拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
7-(3)	権利擁護の普及啓発	成年後見制度利用促進基本計画勉強会(市社協主催)で関係職員間の情報共有を図った(社会福祉協議会の取り組み)。	高齢、障害、児童等それぞれで権利擁護の対応を行っている。	総合的な権利擁護の中核機関の設置の是非等検討が必要。
		地域包括支援センター担当者と成年後見申立に係る処理手順等権利擁護に関する研修を行っている。また、社会福祉士定例会を毎月開催し虐待案件の報告や対応検討を行っている。	制度への理解を深め実際の支援に活かせるものとなっている。	継続して取り組む。

【施策の方針】(4) 障害者差別解消への取り組み

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
7-(4)	障害者差別解消法の施行を踏まえた取り組み	各課に差別解消推進員を置き、市の窓口等で差別や偏見をなくし合理的配慮がなされるよう、推進員をはじめとした職員向けの研修会を行っている。また、市民向けには、障害理解のための講演会等を行っている。	障害理解や差別解消のための取り組みは、十分に浸透し根付くよう、繰り返し継続して行っていく必要がある。	障害者差別解消法の趣旨を踏まえた条例を制定することにより、障害差別や合理的配慮について市民に周知し、差別のない社会をつくる。

●基本方針8 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開

【重点課題】地域の活性化に結びつけた施策の展開

【施策の方針】(1) 福祉の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
8-(1)	福祉の視点に立った地域産業の有効な振興策の検討	各事業所それぞれで事業が展開されており、事業所等が全体として、地域産業の振興に資する取り組みを行う段階には至っていない。	地域経済の一端を担うという視点での事業展開が必要である。	障害者支援センターと連携し、障害者地域自立支援協議会において意見を聞く等しながら、検討していく。
		平成31年度より、商店街に立地する施設内での社会復帰困難者に対する就業支援事業が実施される予定であり、候補となる商店街との仲介を行った。	空き店舗を活用した福祉の視点に立った施策の実施は進んでいない。	引き続き有効な振興策を検討し、実施につなげていく。
	障害者就労移行支援・就労継続支援事業、障がい者施設などで作られた商品の展示販売、振興	鶴岡大産業まつりや観光イベント等に合わせ、就労系事業所によるバザーを開催している。他に、平成30年度は9月と12月に、それぞれ1週間ずつ、市役所ロビーにおいてもバザーを行った。	バザーで商品を販売することにより、就労系事業所の売り上げ増加や利用者の工賃向上に繋がるとともに、事業所の存在や事業所における商品・作業などを、一般市民が知る機会になる。	各所でのバザーを継続開催し、就労系事業所の利用者や作業内容等を知ってもらい、障害のある人や就労系事業所も、市場経済を担う一員をなることを目指す。
	ユニバーサルデザインによる商品の開発や、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの開発に対する支援	取組みなし		
	地域課題の解決手段の一つとして、地域の人材や資源を生かしたコミュニティビジネスの取組を支援	住民自治組織ステップアップ事業補助金に、コミュニティビジネス枠を設け取組を支援した。	コミュニティビジネスの取組事例の情報提供が必要である。	地域課題解決に向けたコミュニティビジネスの導入について、組織体制なども含め、継続検討し、実現可能な地域から具体化していけるように支援していく。

【施策の方針】(2) 過疎地における集落活動などへの支援

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
8-(2)	過疎地域の高齢者への支援策として、各種生活支援サービスの整備	平成28年度に策定した市過疎地域自立促進計画(平成28年度～32年度)に基づき、ハード・ソフトの両面から総合的な過疎対策を推進している。特に日常生活にお困りの高齢者の方々が、これからも住み慣れた地域に安全・安心に暮らしていただけるよう、高齢者を見守る体制づくりをはじめ、生活交通の維持や通院対策、地域医療の確保に向けた取組を進めている。	過疎地域においては、若年層を中心とした深刻な人口減少や高齢化の進行、生活交通の維持・確保など、未だ多くの課題を抱えている。	過疎地域の果たしている多面的・公益的機能を最大限維持し、そこに暮らす人々の生活を支えていくため、引き続き市過疎計画に基づき過疎地域の振興を図る。
	小さな拠点づくりの推進	朝日地域の大網地区をモデル地区として、プランづくりや社会実験等「小さな拠点」の形成推進に資する事業に対して補助金により支援を行い、地域内交通、生活サービス、特産品販売促進の3つの部会を核とした地域住民による主体的な取組につながっている。また、住民が目標として掲げる「住み続けられる地域」の実現に向け、旧大網小学校跡地に生活サービス機能(※朝日東部コミセンの機能含む)を集約し、活動拠点施設の整備を進めている(H31.4.1開所・H31外構整備工事)。	今後の地域づくりにおいては、ビジネスの視点も備えた地域をコーディネートする「人財」の確保・育成と、持続可能な地域運営を可能とする組織づくりが求められている。	モデル地区の取組を波及性のあるモデルケースとして、課題解決型の地域運営組織の形成が図れるよう、産業面・交通面など総合的に勘案し、ソフト・ハードの両面から、引き続き支援を行っている。

	<p>集落支援員の配置を通じた集落ビジョン策定の支援等、集落振興策の推進</p>	<p>平成23年度から特に人口減少・高齢化の進行が著しい朝日・温海地域に、それぞれ集落支援員を配置し、集落における住民同士の話し合いを促進しながら、18集落16団体において、集落ビジョンの策定や、ビジョンに基づく住民が主体となった実践的な取組に対して支援を行ってきた。平成28年には、これまでの取組の評価・検証を実施し、その結果を踏まえ、集落対策研究会において今後の集落対策を講じている。また、平成29年度には、これまでの取組を活動事例集という形で整理・冊子化し、自治組織等への頒布を通じて、共有・波及を図った。</p>	<p>評価・検証の結果から、話し合いを通じた将来像の共有と地域レベルでの人口戦略が今後必要となる。また、地域と地域外の人材等との相互理解と協働を促し、新たな関わりを引き出す必要がある。</p>	<p>「関係人口」の把握・活用、人口予測プログラムの活用を図りながら、人口が減少しても住み続けられる地域づくりを推進していく。</p>
--	--	--	--	---

【施策の方針】(3) 雇用対策の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
8-(3)	<p>地元出身学生や県外在住者が地元企業に就職しやすい環境整備</p>	<p>平成28年度から、首都圏や隣県に在住する大学生や社会人などの地元就職希望者と地元企業が直接、意見交換や情報交換などの懇談ができる地元就職支援事業を実施している。また、地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」を開設し、地元企業の事業内容や採用動向、インターンシップ受入れ状況の配信のほか、地元就職に役立つ各種就職関連情報を受け取ることができる登録制のメールマガジンも配信している。</p>	<p>就職支援事業は、採用実績はあるものの、年々、来場者が減少しているため、さらなる周知活動の強化が必要である。</p>	<p>これまでの取組みに加え、学生等のインターンシップや企業見学、採用面接に係る就活費用に対し、企業と連携した支援を新たに行う。</p>
	<p>未就職者の就職支援</p>	<p>鶴岡ワークサポートルームにおいて専任の支援員2名を配置し、若者の就労相談や内職相談及び求人情報等の情報提供を行っている。</p>	<p>移住相談者が増えており、専門職への求職相談もあることから、ハローワークや移住担当課とのさらなる連携が必要である。</p>	<p>関係機関と連携を図りながら、引き続き事業を展開していく。</p>

【施策の方針】(4) 高等教育・研究機関の研究成果の活用

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
8-(4)	<p>地元高等教育・研究機関の研究成果による産業の振興、雇用の拡大</p>	<p>慶應先端研ベンチャー企業が6社、サイエンスパークの民間開発を手掛けるまちづくり会社が誕生するなど、サイエンスパーク内で研究活動等に従事する研究者や社員は500名となった。</p>	<p>サイエンスパーク内の市先端研究産業支援センターの貸室需要が高まっているが周辺に開発可能な用地がほとんどないことから、ベンチャー企業の進出や立地の受け皿となるエリア拡張が課題となっている。</p>	<p>市内外の企業等の貸室・用地のニーズを調査し、サイエンスパークのエリア拡張について検討を進める。</p>

●基本方針9 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

【重点課題】地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

【施策の方針】(1) 避難行動要支援者個別支援計画の作成

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
9-(1)	<p>避難行動要支援者個別支援計画の作成</p>	<p>避難行動要支援者把握のため、対象者のデータ管理を継続して行ってきた。平成30年度には避難行動要支援者支援システム導入業務委託料が予算化され、システムが導入された。</p> <p>平成24年度に定めた「災害時要援護者避難支援計画」に基づき平成27年度から「避難行動要支援者個別支援計画作成支援事業」が開始されているが、実際に個別支援計画を作成した自主防災組織は1団体に留まった。</p>	<p>「災害時要援護者避難支援計画」に示される要支援者の対象要件(年齢等)の見直し等が必要である。名簿提供の同意が得られていないため、平常時からの名簿の提供ができていない。</p> <p>これまでの事業フローでは本当に支援が必要な方の支援計画作成に結びつきにくいことがわかった。</p>	<p>庁内関係課との連携を図るとともに、地域の避難関係者から協力を得ながら事業を進めていく。</p> <p>支援計画の改定を行い、地域の合意を得て自主防災組織等と連携した取り組みを進める。</p>

【施策の方針】(2) 地域防災力の確保と防犯体制の推進への取り組み

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(平成30年度までの実績、または30年度以降実施事業内容)	評価・課題	今後の取組み
9-(2)	自主防災組織の充実、強化	地域防災のリーダー育成を目的に、平成7年から自主防災組織指導者講習会を年7講座、平成23年からその修了者を対象としたブラッシュアップ講習会を年4講座開催している。平成30年度までの修了者は指導者講習会が817名、ブラッシュアップ講習会が96名となっている。令和元年度は指導者講習会が21名、ブラッシュアップ講習会が5名受講予定。	講習会を通じて、自主防災計画や防災訓練の内容を見直す受講生もいることから、一定の成果は得ている。しかし、地域によって受講者数に差があることから、講座回数や開催時期について見直す必要がある。	率先避難する意識の向上、災害に関する最新の情報を当講習会で学べるよう、内容をさらに充実させていき、講座数や開催時期についても検討していく。
	総合防災訓練をはじめとする各種防災訓練の実施	平成30年度は、9月23日に羽黒地域泉地区を会場に総合防災訓練を実施。1,200名が参加。また、8月3日に鶴岡地域田川地区をモデル地区として洪水想定避難所開設訓練を実施している。令和元年度は、10月13日に田川コミュニティセンターを会場に地震を想定した総合防災訓練、9月29日に由良地区を会場に津波想定避難訓練および避難所開設運営訓練を実施予定。また、温海地域では、湯温海の自主防災組織が庁舎と合同で、土砂災害を想定した避難訓練および避難所開設運営訓練を7月28日に実施予定。	避難行動や避難所開設運営の訓練については、要配慮者への対応を盛り込み実施している。しかし、職員数が限られているため、市主催の訓練を増やすことは困難である。	一部の自主防災組織では、住民が主体となって避難所開設訓練を実施していることから、自主防災組織の研修会を通じて、それらの活動紹介を行い、啓発に取り組む。
	一般住民に対する防災知識の普及・啓発	指導依頼のあった自主防災組織や各団体の研修会・防災訓練に職員を派遣し、防災知識の普及・啓発に取り組んでいる。平成30年度の実績としては、研修会・講演会が20回、防災訓練は23回となっている。平成31年2月に開催した防災講演会では、250名の市民が参加し聴講している。また、避難勧告等のガイドラインの改定やハザードマップを修正した際も随時HPに掲載している。	派遣した職員から、その都度、最新の防災に関する知識を住民に周知することができるが、職員の業務負担が増している。	今後も依頼のあった自主防災組織・団体については、職員を随時派遣していくほか、HPを活用して防災知識の普及・啓発に努める。
	防犯灯の設置・維持管理及び防犯組織の活動支援	防犯灯の新設、移設等に係る補助金の交付、自治組織総合交付金の防犯灯に係る電気料補助による支援を行った。	防犯灯電気料については、総合交付金で補助しているが、以前から増額要望があり、H31年度から増額した。	地域の負担軽減を図るとともに、安全、安心で暮らせるコミュニティづくりを推進していく。
	市防犯協会の活動	「犯罪と非行のない明るいまちづくり」を活動方針に掲げ、地域安全活動の推進や暴力追放活動の推進等に努めた。また、各支部での防犯活動の支援や、関係団体と連携した防犯活動を実施し、毎年各地域において開催している「安全で明るいまちづくり大会」では、防犯標語やポスター、作文の表彰を行うなど、子供たちへの防犯思想の普及を図ってきた。	各地域での防犯活動が活発化してきたが、支部単位での活動にバラつきがある。	鶴岡警察署をはじめとする関係機関との連携を更に強化し、青パト活動の普及や、各種啓発活動等に力を入れて取り組む。
	児童見守り隊	小学校26校全校において見守り隊が組織されている。各校で人数に差はあるが、平成30年度には約1,934名の方が登録しており、児童の登下校時の安全確保にご協力いただいている。	児童生徒の安心・安全の確保に大きな効果を上げている。	現在の取組を継続する。
	犯罪防止や再犯防止のための支援	社会を明るくする運動の取り組みとして、毎年市内各地において街頭立哨や市内の中学2年生を対象とした標語の募集・表彰など、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりのための啓発活動を継続的に行っている。	社明運動の趣旨や活動内容の周知をより一層図る必要がある。	保護司会との連携を緊密にし、継続して推進活動に取り組む。

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題1】地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備	<p>鶴岡地域では、学区・地区社会福祉協議会等を地域福祉推進基礎組織とし、学区・地区社会福祉協議会連絡委員会を組織し、情報交換、研修を行い、学区・地区社協間の連携、調整を図っている。</p> <p>旧町村エリア(藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海)では、地区公民館、または、自治会等の自治組織単位を活動拠点とし、福祉センターごとに地域福祉委員会を行い、また、自治振興会等広域的組織と連携・協働し、広域的な地域福祉活動を推進している。</p> <p>組織再編を検討する学区・地区にあつては、地域福祉課の地区担当職員等が情報提供や助言等をしている。</p>	<p>学区・地区社協とコミュニティ振興会・自治振興会の統合による組織再編は、平成 30 年度末は 4ヶ所である。(第 1 区、2 学区、第 6 学区、上郷地区)</p> <p>また令和元年度は新たに 1 ヵ所、組織統合にむけた検討を行い令和 2 年度より組織統合する予定である。(4 学区)</p> <p>櫛引地域では、福祉部設置による地域福祉推進体制の整備を行っている。</p> <p>櫛引地域内 6 ヵ所福祉部設置済み</p>	<p>近年は、大きな自然災害が発生し、地域の課題は、福祉的な課題とともに防災に係る課題が大きくなってきたので、地域福祉を推進するにあたり防災に係るコミュニティのあり方の検討も必要なことから、地域福祉推進基礎組織のあり方について、市社協と市担当課(福祉課、コミュニティ推進課等)との協議が必要である。</p>
②おだがいさまネット活動の推進	<p>平成 30 年 4 月に新助成金交付要綱を制定。助成活動のメニューとしては、「見守りネット活動」「支え合いネット活動」「福祉教育・学習活動」「ふくし座談会」等を設定。</p>	<p>平成 27 年度～平成 29 年度</p> <p>見守りネット活動 4 地区 (田川地区、三瀬地区、栄地区、黄金地区)</p> <p>支え合いネット活動 1 地区 (第三学区)</p>	<p>生活課題の把握と共有のための活動、見守り活動や支え合い活動等の取り組みについて、住民主体活動を基本として推進する。</p>
③「(仮称)見守り座談会」の推進	<p>旧町村エリア(藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海)については、福祉活動支援事業により、地域福祉推進基礎組織へ支援。</p>	<p>平成 30 年度 助成実績: 7 事業・座談会 21 件</p> <p>令和元年度 助成実績: 7 事業・座談会 36 件</p>	
④地域支え合いプランの作成・進行管理	<p>旧町村エリア福祉センターごとに、地域でできること、福祉センターで支援できることなど、各地域福祉委員会で協議し策定。</p> <p>鶴岡エリアにおいては、平成 30 年度に各学区・地区社協(地域福祉推進基礎組織)へ策定を依頼し、令和 2 年度まで、21 学区・地区で策定予定。</p>	<p>藤島地域 平成 26 年度策定 (6 年計画) 実施期間 平成 27 年度～令和 2 年度</p> <p>羽黒地域、櫛引地域、朝日地域、温海地域は 平成 27 年度策定 (5 年計画) 実施期間平成 28 年度～令和 2 年度</p> <p>鶴岡地域 策定に関する協議等を行っている学区地区は令和元年度末現在 16 ヵ所</p>	<p>次期地域福祉活動計画を、地域支え合いプランと連動したものとし、地域で取り組む活動を支援・協力体制のある内容を基本に策定する。</p>

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題2】地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり	<p>コミュニティソーシャルワークを実践する仕組みを構築するため平成31年度に地域福祉課を組織再編した。</p> <p>組織再編の内容は、地域福祉課を二つの係に再編し、地域に積極的に出向き、地域づくりと個別支援を行う係(おだがいさま推進係 4 名)と地域福祉活動計画進行管理及び共同募金、福祉有償移送サービス事業運営を担当する係(おだがいさま企画係 3 名)に職員をそれぞれ配置した。</p>	<p>平成28年29年度は地域福祉課、生活支援課、各福祉センター、くらしス職員間による部門会議を開催し、具体的な連携方法について協議した。その後、平成30年度からは定期的なケース会議等が開催できず、連携体制の円滑化に向け検討が必要。社協内の専門職による支援困難ケース会議を開催することにより、お互いの機関の機能の確認と連携方法について学び、より複雑多様化した課題について支援できるスキルを学べる仕組みが必要。</p>	<p>平成31年度からは、地域福祉課の管轄にくらしスと障害者相談支援センターが加わり、より地域福祉分野の各機関の連携強化が必要。あわせて、生活支援課と地域福祉課の連携強化により、社協全体の相談支援部門の職員のスキル向上のため、ケース会議や研修会等が必要である。</p>
②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実	<p>障害当事者支援としては、障害のある方の家族交流会や、障害当事者の交流会を障害者相談支援センター主催にて開催した。</p> <p>介護者への支援として、鶴岡市の委託事業である介護者交流会を社協が受託し鶴岡全域を6つのエリアに分け、要介護2以上の方を介護している介護者を対象とし、交流会を開催し介護保険情報の提供や介護疲れの癒しの事業を提供した。</p> <p>平成12年に介護保険制度が施行され要介護者が利用する資源が充実してきており、要介護者が通所している事業所が中心となり介護者への支援をしている状況にある。よって、令和2年度からは介護者への支援としての市の委託事業は、各地域にある地域包括支援センターが受託することとなった。</p>	<p>各地域 老人クラブ、身障協、手をつなぐ育成会、民生委員児童委員協議会等 38団体へ助成し各団体の活動及び運営に活用している。</p> <p>成果ではなく参考までに各種団体等の総会に出席し障害当事者の悩み事や意見把握している。</p> <p>※総会への出席団体</p> <p>身体障害者福祉団体連合会・聴覚障害者福祉協会・視覚障害者福祉協会・手をつなぐ育成会通所施設連絡協議会(障害者の通所施設)</p>	<p>介護者への支援は、地域包括支援センターと介護保険事業所が中心となっていく、現在の方向性で良いと考える。</p> <p>一方、障がい児者や障がい当事者団体への支援については、地域福祉の視点を踏まえ、検討が必要と感じている。</p> <p>障害者相談支援センターが行っている障害を理解する研修会や障害当事者支援を地域福祉課とボランティアセンターがどう連携して、障がいのある方やその家族が地域住民の一人として安心した暮らしができるか検討したい。</p>
③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備	<p>地域包括支援センターが主体となっている地域ケア会議への取り組みが、地域課題把握から社会資源開発の仕組みとなっている。地域福祉課職員が、地域包括支援C職員、市健康課職員とともに地域ケア推進メンバーとなっている。地域ケアネットワーク会議が、生活課題等について話し合う機会となっている。</p>	<p>平成 30 年度 地域ケアネットワーク会議 173 回(鶴岡市全域)</p> <p>個別ケースからの福祉課題の把握の仕組みが十分ではない。</p>	<p>個別ニーズ把握とサービス開発体制を整備するため、平成31年度に地域福祉課の組織体制を再編。</p>

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題3】住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化	<p>地域庁舎エリアにおいては概ね市民福祉課、地域包括支援センター、市社協の各福祉センターが同庁舎内に配置され、CSW 機能を構築している。</p> <p>※CSWとは、コミュニティソーシャルワークの略</p>	<p>ワンストップ化の状況(行政主導にて推進中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度 温海地域 ●平成27年度 羽黒地域、朝日地域 ●平成28年度 藤島地域 <p>※藤島庁舎内には地域包括支援センターは、配置されないままとなっている。</p>	<p>ワンストップの目的でもある CSW 体制の充実に関しては、平成31年度にCSW体制による市社協の組織体制を再編した。今後は、この体制を充実させるために、社協内の相談部門との連携及び民生委員・児童委員をはじめとする関係機関との連携を充実させる。</p>
②生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「くらしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進	<p>日々の業務から課題抽出し、広く意見交換を行うため「居住支援部会」「就労支援部会」を立ち上げた。また、開設当初からのデータを蓄積し課題分析を通し各单位民協の傾向を検証した。</p> <p>令和元年度には、施設入所や入院の際の身寄りのない方等への対応にあたり、病院及び入所施設、生活保護のケースワーカー等に対し実態調査を行った。生活困窮者等の就労支援にあたり、平成31年度より就労準備支援事業を開始した。</p>	<p>学習支援事業はひとり親対象の県事業であったが、くらし経由のケースも何人か利用へ繋がった。そのことから平成31年からは、鶴岡市ではひとり親家庭の子どもを対象に学習支援事業を実施した。保証人不在等の課題により住まい確保が困難な相談があることから、一時宿泊施設提供について不動産業者と検討した。</p>	<p>保証人等が不在のため、入院や施設入所中の支援及び死後の対応等に課題のあることが実態調査で分かったため、今後は具体的にどんな仕組みが必要か等、検討する場を設置する。</p>
③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化	<p>鶴岡地域生活自立支援センター設置により潜在化していたニーズが浮き彫りになり、必要なサービス開発には、より個別ニーズの把握が重要であることからコミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備の検討を行ってきた。その一つの体制として、平成 31 年度に地域福祉課を二つの係に再編した。</p> <p>二つの係に再編した平成 31 年度の実績としては、個別相談支援を22世帯行った(新規相談は 15 世帯)。相談内容については、半数以上がひきこもりやごみ屋敷状態、身寄りがない等の社会的孤立が根底にある相談だった。継続した支援については、生活自立相談支援センターくらしや民生委員児童委員の連携が多い。</p>	<p>鶴岡地域生活自立支援センターでの支援経過があり、緊急性はないものの継続した支援が必要な相談者に対して、各福祉センターの地区担当職員が連携して支援するために、令和元年5月に、くらし・各福祉センター・地域福祉課との合同情報交換会を行った。その後、個別にくらしと各福祉センター職員がケースの引継ぎを数件したもの、十分には引き継ぐことができなかった。</p>	<p>地域住民が身近な地域で相談できる体制とともに、相談できる機関においては、多様な相談を受けられるような人員配置が必要と考える。地域包括ケア推進体制について、具体的に市と市内 11 ヲ所ある地域包括支援センター及び地域福祉を推進する市社協が具体的な体制についての検討が必要。</p> <p>鶴岡市には、地域包括支援センターを中心に地域ケア推進担当者(地域包括支援センター・保健師・社協職員)が基盤にあるのでそれを強化すること効果的と思われる。</p>

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題4】地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成	<p>学区・地区社協連絡委員会・市社協主催による地域福祉推進研修会及び地域で孤立しがちな方への支援に関する研修会を実施。(学区・地区社協役員や市社協賛助会員へ案内)</p> <p>市との共催による地域福祉リーダー養成講座を開催し、講演や実践報告、グループワークによる住民主体活動のための組織づくりを実施した。</p>	<p>●地域福祉推進研修 平成 30 年度 荘銀タクト小ホール 90名参加</p> <p>●地域福祉リーダー養成講座 平成 28 年度 羽黒地域 23 名 参加 平成 29 年度 楯引地域 20 名 参加 令和 30 年度 鶴岡地域 54 名 参加 令和元年度 鶴岡地域 33 名 参加 楯引地域 47 名 参加</p>	<p>コミュニティソーシャルワーク体制を整備することにより地域の個別ニーズを把握することで、地域に効果的な活動や研修テーマを研究し、人材育成のあり方を検討して充実を目指す。</p> <p>地域活動の実践や活動の担い手不足の解消へ結びつくよう内容の検討が必要。</p>
②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携	<p>市民協連合会の三役会及び理事会、単位民協定例会に参加し、情報提供等により連携に努めた。</p>	<p>市社協の活動や相談事業に関して、民生委員・児童委員の方々の協力・連携により、円滑に事業推進を行うことが出来た。</p> <p>民生委員・児童委員、主任児童委員の担い手不足が課題となっている。</p>	<p>コミュニティソーシャルワークを実践していくうえで必要な民生委員・児童委員との連携強化を行うと同時に活動を支援する。</p>
③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進	<p>企業の人材に関する聴き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしス、地域福祉課職員による企業訪問調査 協力 45 社 くらしス就労支援 ・職場体験受入れ事業 19 企業 32 名(平成 27 年度～) フードバンクへの取り組み ・子ども食堂への協力 賛助会員への事業周知案内、研修会の開催案内 	<p>相談者だけでなく企業側の現状も聞き取ることで、就労と人材確保の面で協働を考える機会となった。</p> <p>子ども食堂・フードバンクに関しては、地域住民の関心も高く、多様な地域資源と地域に関わるツールとなった。※商工会女性部会、食文化創造都市推進協議会等、地元の飲食店経営者等からも食材提供や事業協力を得ている</p>	<p>事業所における人手不足や、地域における社会的孤立が課題となっており、様々な人が活躍できる多様な場を、市内の企業や事業所等の地域資源とつなげることで開拓する。</p>
④社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験受入れ事業 3 法人 9 名(平成 27 年度～) ・平成 29 年度 法人連携による公益的な取組を考える研修会 対象 特養連絡協議会 9 法人 役員職員対象 2 回開催 ・平成 30 年度 地域における公益的な取組に関する現状聞き取り 対象 特養連絡協議会 9 法人 ・平成 30 年度 社協内就労体験受入れ事業実施 	<p>就労支援の受け入れや一時的な宿泊場所の提供など、制度に基づく支援では対応できない事例に取り組んでいる法人もある。</p> <p>市内にある 33 の社会福祉法人は、組織の規模も様々で、現在の職員体制では新たな取組に着手することが難しいとの声も聞かれる。</p>	<p>平成 31 年 2 月に法人対象に研修会実施</p> <p>平成 31 年度には連絡会を立ち上げ 2 回実施</p> <p>また、障害福祉サービス事業所 8 法人の情報交換会も実施した。1 法人単独では実施・継続が難しい地域課題に、広域的な連携による対応や効果的な方法を検討している。</p>

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題5】 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①福祉施設やNPO法人などと連携した、人材養成とボランティア活動の支援機能の充実	NPO 法人ぼらんたす、福祉施設と連携して、福祉施設が設置されている地域の住民を対象とした「出前福祉講座」を実施。小学生対象「介護のお仕事体験」実施について、NPO 法人公益のふるさとづくり鶴岡と福祉施設のコーディネートを実施。災害に関する研修会は、NPO 法人鶴岡災害ボランティアネットワーク、鶴岡青年会議所等と連携して実施。青年会議所とは、他にも会員向け「災害研修会」、一般市民対象の福祉体験「フラットと体験、ユニバーサルデザイン」、障がい理解「盲導犬と体験とふれあい」等の事業を協働して実施。	NPO 法人・福祉施設と連携して事業を行うことで、専門的な視点による効果的な研修・学習ができた。 福祉施設にとっては、地域に開けた施設としてのPRと身近なボランティアの養成に繋がった。 青年会議所との連携は、当初災害に関することを主にスタートしたが、市民向けの障がい理解する事業等についても連携する機会が増えている。	時代の変化に伴い、地域福祉を進めるためにどのような人材が必要で、各施設や NPO などがどんな人材養成に力を発揮してもらえるかを具体的に話し合うことにより新たな人材養成とボランティア活動支援に繋げていく。
②地域のニーズに対応したボランティア活動の促進	「ちょボラ場」を実施。また、「点字講座」「要約筆記講座」「パソコン要約筆記講座」に協力し、活動の促進を図った。令和元年度、視覚障がい者へのガイドヘルプボランティアの依頼があり、経験ある職員がボランティア活動として対応した。	ちょっとしたボランティアを行う「ちょボラ場」は、20才代～90才代、外国人等も参加し幅広い年代層の居場所になり、社会参加のきっかけづくりに貢献できている。	広域コミュニティ組織や町内会等が行う支え合い活動は、行政や社協が支援し充実されつつあるので、より専門的なボランティア活動の養成に取り組んでいく。
③社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大	平成 25 年度より、ボランティアセンターにて、「ちょボラ場」を実施し、平成 27 年度にはくらしすが開設されたことにより、社会的に孤立している若者等の社会参加の場として、積極的に活用し年々参加者が増えてきた。平成元年度より、市の委託事業である就労準備支援事業を社協が受託することとなり、専門的な支援が必要な社会的孤立状態にある方々は、就労準備支援事業を活用することとし、「ちょボラ場」とのすみわけを行った。	藤島福祉センターでも「ちょボラ場」を実施している。 令和元年度には、温海福祉センターにて、保健師の協力を得て、就労に繋がらない人や他者との交流が苦手な人などへの活動の場の提供として「おしゃべり保健室」を開催し、社会的孤立状態にある人の社会参加の場を創出した。 就労準備支援事業により令和元年度は 10 名就職した。	就労準備支援事業は単に就労支援、就労の準備を行うためだけでなく、若者の居場所づくりの意もあわせもっているので同事業をさらに強化していく必要がある。また、就労準備支援事業に限らず、各地域において、社会的孤立状態にある人への活動の場の創出が必要。
④災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などとのネットワーク構築	平成 27 年度「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成したことをきっかけに、平成 28 年度「災害ボランティアセンター連絡会」を発足し、関係する団体等のネットワークづくりに取り組んでいる。山形県沖地震では被災地社協として、台風 19 号では被災地の災害ボラセンスタッフとして支援に協力した。	災害ボラセンマニュアル作成をきっかけに平成 30 年、鶴岡青年会議所と災害ボラセン運営協力について社協と協定を締結した。山形県沖地震では、災害ボラセンマニュアルが有効に活用することができず、特定の職員に業務が集中するなど職員がどう動けばよいか、課題が浮き彫りになった。	部署ごとの役割分担、資機材や各種様式の準備と管理状況、災害ボラセンの設置場所、災害ボランティア希望者の組織化等について、具体的に事前準備し、社協内の体制整備を早急に行う。

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題6】福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①ボランティア体験学習プログラムの充実	<p>学区・地区社協が取り組む福祉体験事業により、認知症の方の見守り支援に関する学習や、地域の高齢者の方々への日常生活支援を通したふれあい活動を実施。</p> <p>福祉センターが行うサマーチャレンジ事業等では、福祉施設や病院での体験・交流活動、また、地域の福祉活動・事業へのボランティア活動を実施している。</p>	<p>●地域ケア推進等による認知症サポーター養成講座 平成 29 年度 62 回 2,078 名、 平成 30 年度 66 回 2,108 名（鶴岡市全域） 認知症の方に対する地域ぐるみでの見守り体制整備に成果。受講者が担う活動の場をどうするかが課題。</p> <p>●サマーチャレンジ(福祉活動体験学習) 学区・地区社協、福祉センターで実施 地域福祉推進の人材、地域の担い手養成に成果があった。内容のマンネリ化が課題。</p>	<p>学習活動と社会貢献活動を意図的、計画的に結びつけ相乗効果を生む教育プログラム(サービラーニング)をイメージし、モデル事業等により取り組み、事業拡大を図る。</p>
②学校における福祉教育の推進	<p>小、中学校での「福祉学習」は、ゲストティーチャー(障がい者本人等)や、福祉学習サポーター(18名)、また、福祉施設職員や地域包括支援センター職員、地域団体の役員等が連携して実施。</p> <p>平成 30 年度、市内 37 の全小中学校対象に福祉学習に関するアンケート調査を行い今後の取組の基礎資料づくりを始めた。</p>	<p>障がい理解の学習は、障がい当事者等に参加していただくことで、児童・生徒だけでなく教師や、スタッフとして参加した他部署職員の理解にも繋がり、子どもたちのおもいやりの心を育んだ。</p> <p>また、今後の福祉学習内容について学校と新たな視点で協議することにも繋がった。</p>	<p>30 年度に実施した、小、中学校へのアンケート調査を基に、教職員向けに活用できる「福祉学習事例集」を作成し、各学校の取組の活性化を図る。</p>
③社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進	<p>※①ボランティア体験学習プログラムの充実と統合</p>		
④中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供	<p>平成 30 年度から、高校生の活動紹介も取り入れた「ボランティア交流会」を実施。令和元年度は、庄内地域広げようボランティアの輪連絡会議の事業で、鶴岡の取組を参考に、中・高・大学生の活動を知る「ボランティアのつどい 2019」が開催された。また、令和元年からボラセンのスペースを使って「学生ちよボラ場」を実施。鶴岡南高 JRC 同好会の生徒たちが、古切手の仕上げ活動に取り組んでいる。</p>	<p>中・高・大学生が参加できる事業に取り組んだことから、各学校のボランティア部以外にも、市教育委員会、庄内教育事務所、東北公益文科大学の地域共創センター等との関係を深めることができた。山形方式と言われ長年取組まれている、各地域在住の中・高校生ボランティアサークル活動は、「朝日地域かだんこの会」以外、その年により活動に大きな差ができていく</p>	<p>高校ボラ部等は、特定の学校との交流はしているが、広く市内の各学校と関わりお互いの活動を知る機会が以外に少ないことがわかったので、中学生、大学生、社会人のボランティアが交流し新たな学びを経験できる事業を実施していく。</p>

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題7】権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
①「(仮称)つるか 権利擁護センター」 の設置の検討など 相談支援体制の充 実 ②成年後見制度利 用支援の拡充	平成 27 年度、28 年度で成年後見制度意識調査を行い、関係機関で課題分析をした。また、28 年度、29 年度に先進地視察を行い、センター設置の検討材料とした。さらに、後見連絡会で権利擁護センター(仮)のあり方について意見交換を行い、30 年度には成年後見制度利用促進基本計画勉強会を開催し、関係機関との課題共有を図った。	意識調査によって本市の現在の状況を把握することが出来、課題を関係機関で共有できた。 先進地視察や他の受任団体との意見交換から、本市では権利擁護センターよりも成年後見センターの必要性が高い。市主体の動きが無く、関係機関ともに今後の方向性を共有できていない。	本市では成年後見に特化した機能(制度の周知や利用支援、受任調整等)を有することが望ましい。 市が策定する成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市の動向を見ながら受任団体等とのネットワークを構築する。
③虐待防止や虐待 防止ネットワーク機 能の充実	平成 30 年度は高齢(包括)・障がい(相談支援 C)・児童(児童館・保育園)部門より虐待防止に係る現状把握のための聞き取りを実施した。 平成 31 年度は、社協内関係部署の虐待防止に係る検討会議を開催した。地域包括支援センター・居宅介護支援センター・障害者相談支援センター・くらし・くしびき子育て支援センターより、それぞれの虐待防止の取組について情報交換を行った。	虐待ケースが年々増加しており、各部門とも部門をまたいだ研修を実施する等、他機関の業務や機能を理解しながら資質向上に努めている。 平成 31 年度の検討会では、同じ社協内でもそれぞれの機関の取組みや役割をお互い把握していないことも分かった。令和 2 年度は、各部門相互の専門性や役割について、事例を通して理解を深められるよう社協内で研修をすることとした。	社協職員全員を対象とした虐待防止及び権利擁護の研修会を開催し、各部署の業務において、虐待に関する気づきを促しながら、虐待防止に努める。
④障がい者の差別 解消への啓発の推 進	① 障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に向け、当事者をお招きした障がい理解の研修会を毎年継続開催している。 ② 平成 31 年度に初めて障がいのある方が日頃行っている芸術活動や、その作品を発表する機会と障がい者芸術への市民の理解促進を図るために「障害者アート展」を開催した。 民生委員・地区社協・障害者団体へ鶴岡市と共に出向き、障がい理解の研修と日頃感じていることを話しあう時間を設け意見交換を行った。	① 講演会には、関係する団体や当事者の方が中心となり参加されている。今後はより多くの一般市民が参加できるよう企画や周知を検討する。 ② 障害者アート展では一般市民の来場も多く、「初めて障がい者の作品に触れ感動した。今後も継続してほしい」という声が多くあった。 継続して障がい者芸術への市民の理解促進を図っていくことが求められている。 地域に出向いて意見交換会を開催したところ、障がい者の方からもしてほしいことや困っていること等を発信してほしいという意見が多かった。	研修会の開催や障害者アート展等、様々な機会を通し、すべての市民が、障害の有無にかかわらず相互に多様な人格と個性を尊重しあいながら、ともに生きることのできる共生社会の実現を目指す。

令和元年度 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」進行管理表（平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月まで）

【重点課題8】地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

これからの取り組み (活動計画記載)	具体的取組内容	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
① 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施	社協の理事検討班の中でもそれぞれ関わる三つの計画（地域福祉活動計画・発展強化計画・事業経営計画）の報告や意見を求め、活動に反映できるように進めてきた。	<p>【発展強化計画】・営繕担当専門員を配置し具体的な円前計画の作成を進めた。</p> <p>・職員厚生係を課に編成し職員対応や職員採用をスムーズに進めた。</p> <p>【事業経営計画】働きがいのある職場づくりとして、「ひかり輝く取り組みコンテスト」を行い社協全体で業務改善や地域福祉活動発表をすることにより社協全体の業務に対する意識向上に寄与した。</p>	<p>・重複している計画については、整理しスリム化する。</p> <p>・さらに本部機能の充実や具体的な営繕計画、本部移転についての計画を進める。</p> <p>・発展強化計画と事業経営計画については、その連動制から一つにまとめることも検討課題である。</p>
② 新たな資金調達による自主財源の確保	自主財源は、主に事業部門の収益からであり、会費や寄付金は全体収入の 0.8%に過ぎず、何らかの資金調達は必要だが、具体的な方法は見いだせていない。	<p>・主な自主財源となっている事業部門についても、減収となっており、令和元年度の収支決算では、社協始まって以来初めて財政調整基金取崩し（約 13,000,000）を行った。</p> <p>・新たな資金調達が求められ困難な状況である。</p>	<p>・身寄りのない人の生活支援（生前及び死後事務）を事業化することを（重点課題 3 の②）具体的に検討する。</p> <p>・安定した事業の運営と連動した地域福祉の活動を効果的に結び付けていく。</p>
③ 社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充	専門職の全体研修は、事業推進課が行っており、さらに施設や部門ごとに研修を行うなど重層的に行っている。また、職位別研修は総務課が行っている。	<p>・様々な職種がある中で、職員全体がどう地域福祉を理解できるようにしていくか、課題である。</p> <p>・人事評価をどう考課につなげていくかも課題である。</p>	<p>・地域福祉を推進するために、求められる社協職員を育成するために、社協全体の仕組みを創る必要がある。</p> <p>・地域住民として社協職員のあるべき姿を職員自身が考えられる取組の検討が必要である。</p>
④ 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築	<p>・社協全体の苦情受付を年度ごとにまとめ、管理職及び第三者委員に報告するとともに、受付けた苦情の処理や対応などについて意見交換を行い、福祉サービスの質の向上に努めた。</p> <p>・事業部門ではインフルエンザの流行に対し、事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を作成した。</p>	<p>・介護及び障がい福祉サービス事業の利用者を対象とした「福祉サービス利用者満足度調査」を実施し、サービスの質の向上に努めた。</p> <p>・介護及び障がい福祉の事業部門においてリスクマネジメント会議を定期的に開催し、より質の高いケアの提供と事故防止に努めた。</p>	<p>・令和2年度には、社協全体の危機管理計画を公表予定である。</p> <p>・事業部門では事業継続計画、地域福祉分野では災害ボランティアセンター設置運営マニュアルがあり、そのすべての計画が実行性のあるよう、有事に備え訓練を積み重ね、利用者及び住民の安全を確保することが重要である。</p>

鶴岡市地域福祉計画 『つるおか地域福祉プラン2015』

の進行管理についての総括コメント（案）

2020年7月31日

特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所

鶴岡市地域福祉計画『つるおか地域福祉プラン 2015』は、人口減少・超高齢社会に対応した子どもや若者から障害者、高齢者など鶴岡市民一人ひとりが、地域において安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、「**安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡**」を基本理念として、平成 27（2015）年度に策定された。

この基本理念にもとづき、次の 9 つの基本方針に立って鶴岡市の地域福祉を推進する内容となっている。

- ① 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり
- ② 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備
- ③ 住民主体による地域の特性を活かした新たな支え合いの仕組みづくり
- ④ 地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築
- ⑤ こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
- ⑥ 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
- ⑦ 地域で安心して住める権利擁護の支援体制の整備
- ⑧ 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開
- ⑨ **災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり**

この『つるおか地域福祉プラン 2015』に関する内容の実施期間は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間である。

この間、国内外、また鶴岡市における地域福祉に関連する社会的な環境は、大きな変化をしている。平成 26（2014）年 6 月に公布された「医療介護総合確保推進法」により、地域包括ケアシステムの構築するために、「在宅医療・介護連携推進事業」が全国的に実施されることとなった。

また、平成 28（2016）年には、障害者差別解消法が施行され、国や地方自治体である行政と事業者が、障害を理由とする差別を禁止する具体的な対策として、障害者が求める社会的障壁の除去について合理的配慮の提供を行うことが求められることとなった。

さらに、平成 28（2016）年 7 月厚生労働省に、地域共生社会実現本部が設立されて以来、様々な政策論議がなされ、その結果、平成 30（2018）年 4 月に改正社会福祉法が施行され、同法第 106 条の 3 において、市町村自治体は、包括的な支援体制を整備するこ

とが努力義務となった。また、令和元(2019)年12月の「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめなどを基に、令和2(2020)年6月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正がなされ、令和3(2021)年4月から施行される。その概要は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などである。

このような法制度の改革などがなされる一方、この期間には、大規模な自然災害が相次いで起るなど社会的にも大きな影響を与えている。平成30(2018)年7月の西日本豪雨、令和元(2019)年の台風15号、18号、直近では、令和2年7月豪雨などにより、各地で甚大な被害が生じている。また、令和元(2019)年6月に発生した山形沖地震による震度6強の揺れは、鶴岡市の温海地域などにも住宅被害をもたらしている。

さらに、今年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大は、日本のみならず全世界に多大な影響をもたらし、未だに収束が見えない状況にあり、現在また将来にわたって国民生活に大きな不安とリスクをもたらしている。

ここでは、この5年間のこのような社会的な環境変化を視野に入れ、『つるおか地域福祉プラン2015』の進行管理について、個別の取り組み内容についてではなく、各基本方針に沿った施策について総括的なコメントとして述べることにしたい。

基本方針1 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり

この点で、特に、本計画に基づき、平成30(2018)年度に(仮称)地域包括ケア推進室の設置についての検討を進め、平成31(2019)年度に健康福祉部の部内室として、地域包括ケア推進室が設置され、職員5名が配置された。このことにより、本市において地域包括ケアを推進する中核的な機能を発揮することが期待され、評価できる点である。

その際、本市における高齢化の進展に伴い、後期高齢者医療給付費の増減、在宅死亡率、庄内病院の平均入院日数などの施策の効果を図る指標を明確化することが求められる。例えば、厚生労働省の「在宅医療にかかる地域別データ集」によると、鶴岡市は、平成26(2014)年度には、自宅死が12.8%(全国平均12.8%)、老人ホーム死が、6.7%(全国平均5.8%)、平成30(2018)年度には、自宅死が14.7%(全国平均13.7%)、老人ホーム死が、11.3%(全国平均8.0%)となっている。徐々に自宅死が増加しているが、顕著という状態とは言えない。その一方、老人ホーム死は、4年間で倍近くになっており、顕著な傾向を示している。

地域包括ケアの先進自治体である例えば、千葉県柏市、神奈川県横須賀市などを参考にするなど、在宅療養に関する市民啓発、医療・介護の連携による地域包括ケアシステ

ムの構築をさらに推進する必要がある。

また、本市における後期高齢者医療制度において、療養費の内、件数、入院費が増加している傾向を示している。改正社会福祉法の内容として、医療・介護のデータ基盤の整備の促進が示されているが、介護保険レセプト情報、医療保険レセプト情報を含めたデータ基盤の整備など地域包括ケアを促進する基礎的なデータの収集と分析をすることが求められる。その上で、地域包括ケアに関わる医療従事者や介護従事者などが参加する「地域包括ケア推進会議」において、それらの経年的な変化をモニタリングし、地域包括ケアに関する促進要因や阻害要因を明らかにしていくことが求められる。さらに、部内各課の共有課題や部課を超えた地域包括ケアを推進するための施策の調整を図ることが必要とされる。

平成 30(2018)年 6 月に子育て世代包括支援センター内に子ども家庭支援センター内に子ども総合相談窓口を開設し、障害児や思春期児童等の相談について幅広く対応できるように体制を整備した点は評価できる。また、支援困難事例の解決のため、健康福祉部内関係課が緊密な連絡を図ることを目的として、支援困難事例検討会を設置し、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしす」や障害者相談支援センターも参加し、困難事例に対する支援方針の検討、情報共有を図る体制が整備されつつある点は評価できる。

今後、このような試みについての成果と課題を明らかにし、地域包括ケアと包括的な支援システムの構築を促進するために、関係機関が一体となって連携・協働する体制を一層整備することが求められる

また、地域の特性に応じた地域資源やサービス提供体制の開発・整備においては、朝日地域の大網地域において、旧大網小学校跡地に生活サービス機能を集約した活動拠点を開設しており、今後地域住民の主体的な参加による持続可能な地域づくりのモデルとして寄与することを期待したい。

介護人材の養成と確保については、高校生に向けた啓発のみであり、効果的な施策が行われているとは言えず、現場における介護人材の確保の状況は一層深刻化していると考えられる。例えば、コロナ禍において失業した方への研修の実施などによる転職の斡旋や養成など行政と社会福祉法人などが連携した効果的な施策の実施が求められる。

基本方針 2 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備

平成 30 (2018) 年 10 月に、地域包括支援センターを 9 ヶ所から 11 ヶ所に再編するとともに、この期間にワンストップでの相談・支援に当たる地域保健福祉センターの体制を、温海、羽黒、朝日地域で整備したことは評価でき、今後、これらのセンターにおける体制の成果と課題を明らかにしつつ、未整備の地域について計画的に整備を進めていくことが求められる。

平成 27 (2015) 年 4 月から生活困窮者自立支援相談窓口（くらしす）が設置され、生活困窮に係る各種相談と同行支援を含むアウトリーチ支援が行われており、年間 200 件

を超える相談支援を通し、就労につながるなどにより生活保護申請数の減少などの効果を上げていることは高く評価できる。今後、コロナ禍における失業など生活に困窮する世帯がさらに増加することが予測され、就労準備支援事業など生活困窮者支援のさらなる充実を図る必要があると考えられる。また、自殺予防対策について、早期の相談や市民啓発など関係各課が連携した対策をさらに拡充していくことが求められる。

また、ひとり親家庭の小中学生を対象に「子どもの生活・学習支援事業」を、子ども食堂の開催と合わせて開催されている。コロナ禍において、ひとり親世帯の生活困窮が深刻化していると考えられ、旧町村での実施などを含めて拡充していく必要がある。

平成30(2018)年10月から、11カ所の地域包括支援センターに生活支援コーディネーターが配置され、地域福祉コーディネーターの役割も担うこととなった。今後、各地区において制度の狭間や複合的なニーズを抱えた世帯へのニーズキャッチやアウトリーチの取り組み、関係機関や団体との連携やチームアプローチの拡充、地域の特性に応じた地域資源の開発・整備などにおいて、生活支援コーディネーター(地域福祉コーディネーター)が果たす役割が期待され、その資質の向上を図ることが求められる。

基本方針3 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり

住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備という重点課題に対して、社会福祉協議会、民生委員、福祉協力員と連携した独居高齢者などへの声かけ、見守り、サロン活動などの取り組みが行われている。また、ライフライン事業者との協定の締結等の取り組みが行われている。

コロナ禍において、地域において対面による活動が今後も制限される状況も想定され独居高齢者が閉じこもりがちになり、要介護状態や認知症を発症しがちになるなどの課題が生じることが想定されるため、地域の状況に応じて、電話による声かけや安心見守りコールの設置を促進するなどの対応を進める必要があると考える。

基本方針4 地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築

地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築という重点課題に対して、地域福祉推進研修会を社会福祉協議会と共催し開催しており、また、地区担当職員制度の推進、住民自治総合交付金や地域づくり交付金等により、住民自らの課題解決、持続可能な取組体制の構築を支援してきている。今後、災害時における避難行動要支援者の支援やコロナ禍における住民活動に関するあり方や課題を視野に入れた研修のあり方や方法などを検討し効果を上げるよう期待したい。

社会福祉法人等地域関係団体が参加するプロジェクトチームの設立検討では、生活困窮者支援における就労支援について、ハローワーク、福祉課、商工課、農政課、教育委員会、高等学校、保護司会、民間企業、若者支援機関、社会福祉協議会等が参集し、就労支援部会を立ち上げ、社会的に孤立している方への就労についての現状と課題につい

て共通認識できたことは評価できる。コロナ禍において、失業や社会的に孤立する人などが増加することが推測され、就労準備事業として多様で効果的なプログラムを実施することが求められる。

地域課題解決に向けた社会福祉法人への活動支援では、特別養護老人ホームを運営している9法人に向け、地域における公益的取組みを促進する研修や聞き取りを通して、職場体験受け入れ事業に3法人9名の協力を得ている。今後、地域支え合いプランの進行管理などにおいて、地域住民が地域の生活課題を協議する場に地域の社会福祉法人の職員等が参加し、地域の生活課題について共通認識する機会を設け、行政のバックアップのもと、各法人が主体的に協力することを支援する必要があると考える。

また、各法人の介護職員確保などの課題などについて共有化し、介護初任者研修の実施などに協力して取り組むなどについて支援していく必要があると考える。

基本方針5 ころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

住民主体による健康増進・介護予防活動の推進という重点課題に対して、介護予防活動の推進において、いきいき百歳体操を主とした住民主体の介護予防の通いの場づくりに取り組む団体は、平成30(2018)年度末で71団体と順調に増加していることは高く評価できる。また、介護予防活動の担い手の養成については、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の担い手養成を行っている。

認知症への理解や予防の推進について、認知症予防セミナーの開催、認知症予防のパンフレットの作成や活用を行っている。また、認知症サポーター養成講座も活発に行っている。しかし、意識的運動習慣者が減少傾向にあり、地区組織等と共同した取り組みの推進を図ることや認知症の方の早期発見や認知症カフェなど、認知症サポーターの養成後の具体的な活用方法の検討が求められる。

コロナ禍において、高齢者が集う機会が制限されることによって、高齢者の虚弱化や認知症の進行などが危惧され、地域の状況に応じた通いの場の開催や在宅でできる体操、有酸素運動などの啓発について推進していく必要がある。また、この点は、生活習慣病予防と健康づくり活動の点でも言えることで、コロナ禍において閉じこもりがちになる生活環境下において、生活習慣病予防や健康づくり運動の啓発・推進において、ICTなどを活用したセミナーやプログラムなど新たな取り組みが求められている。

ころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進においては、ころの健康相談や若者引きこもり相談の実施や家族教室の開催などが行われており、相談実人数の増加が見られることは、施策の効果の一つとして評価できる。コロナ禍において、今後、ますますストレスが強まることが予測され、情報提供や相談の必要性などが高まることが考えられ、各種のICTの活用などを含めた情報提供や啓発、相談活動等を拡充することが求められる。

また、学校への不適応な状態にある児童・生徒についての学校との情報交換や困難事

例についてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により対応している。

コロナ禍における休校の長期化や学習環境の格差、家庭環境などの要因により、児童・生徒に関する課題や深刻な家庭的問題が増加することが予測され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制の整備を図る必要があると考える。

基本方針6 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実という重点課題において子ども・子育てや若者に関する相談支援体制の拡充と機能の強化について、平成30(2018年)に子育て世代包括支援センターの設置による総合相談窓口の開設により、障害児や思春期児童の相談件数が281件と多くなっており、施策の効果が出ていると評価できる。

若者ひきこもり相談の開設や学校における巡回相談の実施などの相談支援体制の拡充が図られており、一定の成果が出ていると評価できる。今後、これらの事業のモニタリングを行い、さらなる拡充のあり方について検討することを期待したい。

発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築については、発達に課題がある子どもや気になる子を育てる親に対する相談や研修に関するニーズは高く、子育て世代包括支援センターが幼稚園や保育園、学校などと協力し、相談や研修の機会を拡充することが求められる。また、児童思春期外来体制の充実を図るために、「庄内小児精神福祉医療センター（仮称）」を整備することを山形県に要望し実現を図ることが求められる。

子ども・若者がまちづくりに参加し、故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組みについては、平成31(2019)年度から開催される第2次総合計画の策定にあたり、約60名の高校・大学・大学院生と鶴岡まちづくり塾のメンバー約40名から意見を聴取し、議論する機会を設けたことは、時宜にあっており高く評価したい。

市の人口減少や活性化においては、若者や子育て世代の地域への愛着を高めることや地域づくりへの参加が不可欠である。新型コロナウイルスの感染拡大は、かなり長期化するとともに、特に東京など人口が密集している大都市部において深刻化している。若者の移住や定住、また起業において実績のある全国の先進地などの取り組みを参考にし、若者の移住、定住を促進する包括的な施策のあり方を検討するとともに、施策の効果を随時モニタリングし、改善を図っていくことが求められる。

基本方針7 地域で安心して住める権利擁護の支援体制の整備

地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証という重点課題に対して、総合的な権利擁護システムの整備において、法人後見事業の開始や低所

得の被後見人に対する費用助成、高齢者障害者虐待防止連絡協議会の開催など一定の施策の進展が見られる。今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、認知症高齢者の増加や障害者のいる世帯において、親の高齢化による生活や金銭・財産管理などを巡る課題が一層顕在化していくと考えられる。その点からも、独居高齢者や障害者のいる世帯などに対して、保証人や身元引受人の有無、金銭管理や福祉サービスの利用支援ニーズ、将来の成年後見制度の利用のニーズを把握することが求められる。その上で、高齢者や障害者領域をまたいだ総合的な権利擁護の窓口の整備を図る必要がある。

サービス評価と苦情対応システムについては、事故の発生時における報告書の提出や各施設等において、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の選任などによる対応を図っている。しかし、児童、障害者、高齢者領域によってサービス評価や苦情対応システムの内容に違いがあるように見受けられる。今後、サービスの標準化や苦情対応の適合性を高めるため、統一したサービス評価や苦情対応のシステムづくりが求められる。

障害者差別解消への取り組みについては、行政の各課に差別解消推進員を置き、職員等向けの研修を行っており、市民向けには障害理解のための後援会等を行っている。今後は、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた条例の制定を図るとともに、学校現場や民間事業所向けなどの啓発や一般市民に向けた啓発活動を拡充していくことが求められる。

基本方針8 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開

地域の活性化に向けた施策の展開という重点課題については、福祉の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興において、平成31(2019)年度より、商店街に立地する施設内での社会復帰困難者に対する就業支援事業が実施されている。また、障害者の就労系事業所がイベントなどでバザーを行っているが、コミュニティビジネスの視点に立った効果的な事業展開に至っているとは言えない。

全国的には、障害者や高齢者などによる農福連携事業が活発化しており、全国の先進事例などの情報収集や提供などを含めて、本市の特性や地域資源を活かした事業振興策を図る必要がある。

過疎地における集落活動などへの支援については、過疎地域へ的高齢者への支援策として、各種生活支援サービスの整備について、平成28(2016)年度に策定した市過疎地域自立促進計画に基づき、ハード・ソフトの両面から総合的な過疎対策を推進している。

今後の本計画の改訂において、買い物などの生活交通や通院対策、地域医療などについて、移動販売や定期的な買い物バスの運行、遠隔医療など全国の過疎地における先進的な取り組みなどの情報を収集し、本市の地域特性に対応した過疎地における各種生活支援サービス提供のあり方を検討する必要がある。

また、小さな拠点づくりの推進において、朝日地域の旧大網小学校跡地に生活サービス機能(朝日東部コミセンの機能含む)を集約し、活動拠点施設の整備を地域住民によ

る主体的な取り組みにつなげながら行っている。今後、このモデル的な取り組みの成果と課題について検証し、他の過疎地域における取り組みに反映していくことが求められる。

集落支援員の配置を通じた集落ビジョン策定の支援等、集落支援策の推進においては、これまでの評価・検証が実施されている。今後、関係人口の把握や新たな創出に期待するとともに、高齢者への各種生活支援サービスの確保など、福祉の視点からも集落の持続可能性を高めていくことを期待したい。

また、高等教育・研究機関の研究成果の活用では、サイエンスパーク内で研究活動等に従事する研究者や社員が500名となっている。このような新たな住民である研究者などが中高校への派遣授業や交流会などを行うことにより、雇用の拡大や地域への愛着を高めることにつながると考える。

基本方針9 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

近年、豪雨や台風による災害が相次いで起り、全国各地で甚大な被害をもたらしており、今後も引き続き発生することが想定される。また、本市においても、令和元(2019)年6月に発生した山形沖地震によって、温海地域などで住宅などの被害が発生した。高まる災害リスクに対して、各地区の自主防災組織や消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員などと連携した地域における組織的な防災・減災対策を一層強化していく必要がある。

地域福祉の視点からは、災害対策基本法の改正によって、自治体に避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられたが、この名簿に基づいた避難行動計画の作成を進めるとともに、各地区の自主防災組織や消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員などと連携した避難計画の作成や防災訓練を実施する必要がある。

また、これらの災害により各地で特別養護老人ホームなどの社会福祉施設で多くの犠牲者が発生している。今後、市内の社会福祉施設の立地による災害リスクについてアセスメントするとともに、早期の避難を図る防災計画の作成や防災訓練の実施などを徹底する必要がある。行政として、地域福祉の視点から実効的な防災対策をさらに推進していくことが求められる。

鶴岡市地域福祉活動計画 『おだがいさまのまちづくり計画 2015』

の進行管理についての総括コメント（案）

2020年7月31日

特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所

鶴岡市地域福祉活動計画 『おだがいさまのまちづくり計画 2015』は、今日までそれぞれの歴史と地域特性を踏まえ住民と歩んできた様々な地域福祉活動を大切に考え、個々の人権を尊重しながら、行政並びに関係団体と協働し、あらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、「おだがいさまのまちづくり」を基本理念とし、次の4つの基本的な視点に立って策定されている。

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

この『おだがいさまのまちづくり計画 2015』は、市の地域福祉計画である『つるおか地域福祉プラン 2015』による鶴岡市の地域福祉に関連する施策との整合性について十分に検討し、連動するものとして、民間の立場からできることを積極的に展開する内容について検討したものとなっている。

この『おだがいさまのまちづくり計画 2015』に関する内容の実施期間は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間となっている。

以下、各重点課題に応じた取り組みについて総括的なコメントとして述べていきたい。

重点課題1 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

おだがいさまネット活動について、平成30(2018)年度に新助成金交付要綱を制定し、助成メニューとして「見守りネット活動」、「支え合いネット活動」、「福祉教育・学習活動」、「ふくし座談会」等が設定され、各種の活動が活性化されたことは、評価できる。多発する自然災害に対して、地域の災害リスクに応じた災害時避難行動要支援者への支援のあり方、また、コロナ禍において対面による活動が展開しにくくなるなど新たな課題も出てきている。電話やICTを活用した安否確認や声かけなどを含めた新たな活動上の工夫などを検討する必要があると考える。

学区・地区社会福祉協議会とコミュニティ振興会・自治振興会の統合による組織再編

が進んでいる。また、住民主体による支え合い活動の地域版の計画的取り組みを示した「地域支え合いプラン」が、旧町村ではすでに策定済みであり、鶴岡エリアにおいても、令和2(2020)年度までに、21 学区・地区社会福祉協議会で策定が予定されていることは、地域の特性に応じた住民による支え合い活動の展開が期待され、高く評価できる。今後、多発する自然災害に対して、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等との連携・協働した取り組みや、コロナ禍における地域の福祉課題の検討や取り組みのあり方を検討していく必要がある。

重点課題2 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

平成31(2019)年度に地域福祉課の管轄に、生活自立支援センターくらしと障害者相談支援センターが加わるとともに、コミュニティソーシャルワークを実践する仕組みを構築するため、地域福祉課をおだがいさま推進係、おだがいさま企画係の2係に再編している。今後、先ず社会福祉協議会内の部署をまたいだ支援困難ケースについての事例検討を蓄積し、その成果を記録化することなどが求められる。その上で、複雑多様化した課題に対する社会福祉協議会内・外の機関の協働による効果的なチームアプローチのあり方や地域課題に対応する社会資源の整備・開発のあり方について組織的な検討と実践の向上を図ることが求められる。その際、オンラインによる会議の開催など、効率的な運営を図ることも検討されたい。

介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実について、障害のある方の家族交流会や障害当事者の交流会、介護者交流会などが開催されている。当事者が抱える生活課題は、ダブルケアや地域的な生活環境などの相違もあるため、エリアごとに、(仮称)「福祉なんでも相談会」を行うなど、当事者が抱える課題をきめ細かく把握していく工夫が求められる。

重点課題3 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネットの構築の推進

ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化について、旧町庁舎エリアにおいては、概ね市民福祉課、地域包括支援センター、市社協の各福祉センターが配置され、総合的な相談支援の体制の構築が図られている。旧鶴岡エリアにおいては、地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターが配置され、地域福祉コーディネーターの役割を担うこととなっており、今後、地域包括支援センターと、社協の関係部署、行政の関係部署との連絡・調整を円滑に進め、協働して支援困難事例に対応する体制の構築を図る必要がある。

「くらしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進では、「居住支援部会」と「就労支援部会」を立ち上げ、課題の分析や各単位民協の傾向の把握について検証したことは、具体的な課題への対応策を検討する上でも有効であると考えられる。今後、保証

人や身元引受人不在による入院や施設入所に関する支援及び死後の対応などについて、全国の先進的な取り組みなどを参考に、プロジェクトを設置し具体的な対応策や事業の実施を検討する必要がある。

重点課題4 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成では、地域福祉推進研修会や、地域福祉リーダー養成研修などが実施され各地である程度の参加者を得ている点は評価できる。今後、災害時における避難行動要支援者の支援やコロナ禍におけるひとり親世帯における教育や所得格差など、具体的な課題を提起した研修のあり方や方法などを検討し効果を上げるよう期待したい。

民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携についても、具体的な地域の課題をあげ効果的に連携していくことが望まれる。

市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進については、くらしス・地域福祉課職員によって市内の45社の企業訪問調査を実施し、19企業に32人の職場体験受け入れ事業に協力を得たことは高く評価できる。

また、子ども食堂やフードバンクに関しては地域住民の関心も高く、商工会女性部会、食文化創造都市推進協議会、飲食店経営者などにおいて食材提供や事業協力が広がっているとのことである。コロナ禍におけるひとり親世帯などにおいて生活に困窮する世帯が増加しており、このような課題に対する広報を強化するなどして、例えばPTAや農協・漁協などを含めた支援の輪をさらに広げていくことを期待したい。

社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備については、特養連絡協議会の9法人の役職員への研修や聞き取りを通して、職場体験受け入れ事業に3法人9名の協力を得ている。今後、地域支え合いプランの進行管理などにおいて、地域住民が地域の生活課題を協議する場に地域の社会福祉法人の職員等が参加し、地域の生活課題について共通認識する機会を設け、各法人が主体的に協力することを支援する必要があると考える。

また、各法人の介護職員確保などの課題などを共有化し、行政の協力を得て、初任者研修の実施などに協力して取り組むことなどが必要と考える。

重点課題5 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

福祉施設やNPO法人などと連携した人材養成とボランティア活動の支援機能の充実については、NPO法人や福祉施設や青年会議所などと連携して、専門的な視点やによる効果的な研修・学習が進んだ点は評価できる。さらに、各施設やNPO法人などどのような人材が必要なのかを検討し、それに見合った具体的な研修内容を検討するなどして、協働関係を深めていくことを期待したい。

地域のニーズに対応したボランティア活動の促進については、コロナ禍において対面

的な活動を展開しにくい状況があり、課題を明らかにしていくとともに活動方法などを検討していく必要があると考える。

近年自然災害が多発化しており、実際に山形沖地震での経験や反省を踏まえ、社会福祉協議会の事業継続や体制の整備なども踏まえ、具体的なシミュレーションを行うなど実効的な災害ボランティアセンターの運営のあり方について検討をする必要がある。また、近年の大規模自然災害では、被災者の生活や住宅再建には、かなり長い期間を要しており、中・長期的な支援に立った継続的な外部支援のあり方を検討する必要がある。

重点課題6 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

ボランティア体験学習プログラムの充実については、認知症サポーター養成講座やサマーチャレンジ（福祉活動体験学習）などが実施されているが、学習活動と社会貢献活動を意図的・計画的に結びつけ相乗効果を生む教育プログラムのあり方が問われている。地域の社会福祉施設などと共同し、施設における日常的な活動への参加や地域交流などを想定した研修プログラムとフォローアップのあり方などを検討する必要があると考える。

学校における福祉教育の推進においては、障がい者本人や福祉学習サポーター、社会福祉関係者などと連携して実施されている。平成30（2018）年度に市内37の小中学校対象に実施した福祉学習に対するアンケート調査の結果を基に、教職員向けに活用できる「福祉学習事例集」を作成し、各学校の取組の活性化を図ることとしている。今後、その成果をモニタリングし、さらなる改善を図ることを期待したい。

中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供については、令和元（2019）年度に、「ボランティアのつどい 2019」が開催されるなどの成果が生まれていることは評価したい。中学生・高校生にボランティア活動への関心を高めるために、ICTを活用した情報提供や交流の場づくりなども検討していただきたい。

重点課題7 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

平成27（2015）・28（2016）年度に、成年後見制度意識調査を行い、課題を関係機関で共有し、また先進地視察や他の受任団体との意見交換をしたことは評価したい。今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、認知症高齢者の増加や障害者のいる世帯において、親の高齢化による生活や金銭・財産管理などを巡る課題が一層顕在化していくと考えられる。その点からも、独居高齢者や障害者のいる世帯などに対して、保証人や身元引受人の有無、金銭管理や福祉サービスの利用支援、将来の成年後見制度の利用のニーズを把握することが求められる。その上で、高齢者や障害者領域をまたいだ総合的な権利擁護の体制の整備を図る必要があると考える。

虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実について、平成31（2019）年度に、社協内部関係部署の虐待防止に係る検討会議を開催し、虐待防止に関する研修会を実施して

いる。コロナ禍において、家庭環境などが大きく変化しており、今後虐待に関連する案件が増加することが考えられ、早期発見・早期対応などのあり方を含めて検討することを期待したい。

障がい者の差別解消への啓発の推進では、障がい理解の研修会や「障がい者アート展」を開催し、一般市民への理解を図っている。今後は、障がい者本人のしてほしいこと、困っていることなどの声や意見の発信の充実を図ること。また、地域の障害者施設と共同して、さらに各地域において日常的に障がい者と交流する場や機会を作るなどの取り組みが求められる。

重点課題 8 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施において、特に、働きがいのある職場づくりの一環として「ひかり輝く取り組みコンテスト」を行い、令和2(2020)年1月に、エントリーした30の事例報告集を発行している。社協全体で業務の改善や地域福祉活動の発表をすることにより、社協職員としてのアイデンティティやモチベーションの向上、業務改善に対する意識向上につながると考えられ、高く評価したい。また、社会福祉協議会をめぐる経営環境が一層厳しさを増しており、職員の一人一人が経営に関する意識を向上させ、部門別で協議し経営改善を図る取り組みが活性化することを期待したい。

新たな資金調達による自主財源の確保について、この期間特に新たな取り組みが行われていないことは改善を要すると思われる。全国の市町村社会福祉協議会には、この点で先駆的な取り組みを行っている社協もでてきている。今後は、行政による補助金や委託金が増加することは考えにくく、社協内に、ファンドレイジング・チームを設置し、ファンドレイジングに関する理論や基礎知識の習得、先進事例の分析、具体的な方法などについて組織的に検討することを強く要望したい。

社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充については、社会福祉協議会の存在意義は人財によると考えられ、日常の現場実践の質の向上、将来的な業務のあり方等などスーパービジョンの体制の構築などより組織的・体系的に職員の資質向上を図ることを期待したい。

苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築については、介護及び障がい福祉サービス事業の利用者を対象とした「福祉サービス利用者満足度調査」を実施している。今後、定期的に調査を行い、より質の高いサービス提供への改善と未然の事故防止に努めていただきたい。また、令和2(2020)年度に、社協全体の危機管理計画が公表される予定となっている。本計画をもとに、コロナ禍における感染予防、自然災害への対応などの有事に備え訓練などを積み重ね、組織としてのリスクマネジメント力の向上を図っていただきたい。

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鶴岡市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和 2 年 7 月 3 日 制定

(設置)

第 1 条 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会は、市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鶴岡市地域福祉活動計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - － 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)
- ※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・ 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

※ これまで結びつきのなかった人と人が
つながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I～IIIを通じ、
継続的な伴走
支援を実施

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や
世代を
問わない
相談

社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

※地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による改正後（ 箇所）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備 その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規

定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するため

に、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

第106条の6 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第106条の7 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第106条の8 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(以下この号において「第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率(第百六条の十第二号において「第二号被保険者負担率」という。)に百分の五十を加えた率を乗じて得た額(次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。)の百分の五十に相当する額

四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第106条の9 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

(市町村の一般会計への繰入れ)

第106条の10 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

一 第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額

二 第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

第106条の11 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第二百二十二条の二(第三項を除く。)並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第二百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。))として行う同項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第二百二十三条第三項において同じ。)」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条

の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

- 4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額（重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。）」とする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第130条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

略 歴 (2020年7月現在)

1. 氏 名 おおはし けんさく
大橋 謙策 (Ohashi Kensaku)
2. 職 名 公益財団法人テクノエイド協会理事長
NPO法人日本地域福祉研究所理事長、日本社会事業大学名誉教授
3. 生年月日 1943年10月26日生 (76歳)
4. 学 歴 1967年3月 日本社会事業大学社会福祉学部社会事業学科卒業
1973年3月 東京大学大学院教育学研究科博士課程(社会教育専攻)満期退学
5. 職 歴 1974年4月 日本社会事業大学専任講師
1984年4月 日本社会事業大学教授
2005年4月 日本社会事業大学学長 (～2010年3月)
2010年4月 日本社会事業大学特任教授 (～2014年3月)
2011年4月 日本福祉大学客員教授 (～現在に至る)
2014年4月 東北福祉大学大学院教授 (～2020年3月)

6. 主な社会的活動 (現任)

- 2000年1月 特定非営利活動法人・日本地域福祉研究所理事長
- 2009年10月 富山県福祉カレッジ学長 (2012年より富山県福祉推進顧問)
- 2010年6月 一般財団法人・社会福祉研究所理事長
- 2011年7月 公益財団法人・テクノエイド協会理事長

この他、「(公財)日本生命財団理事・高齢社会助成事業選考委員長」、「(公財)大和証券福祉財団理事」、「(公財)SOMPO福祉財団理事」等に就任。

この間、日本学術会議第18期・19期会員(2000年～2005年)、日本社会福祉学会会長(1999年～2005年)、日本地域福祉学会会長(2002年～2008年)、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長(1995年～1998年)等を歴任。

7. 主な著書等

- 『社会教育と地域福祉』編著：全国社会福祉協議会、1978年2月
- 『地域福祉の展開と福祉教育』単著：全国社会福祉協議会、1986年
- 『福祉教育の理論と展開』共編著：光生館、1987年
- 『地域福祉』単著：放送大学教育振興会、1999年(1995年『地域福祉論』新訂版)、
- 『地域福祉計画策定の視点と実践』編著：第一法規、1996年
- 『コミュニティソーシャルワークと自己実現サービス』共編著：万葉舎、2000年
- 『21世紀型トータルケアシステムの創造』共編著：万葉舎、2002年
- 『福祉21 ビーナズプランの挑戦』共編著：中央法規出版、2003年
- 『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』編集代表相川書房、2007年
- 『社会福祉入門』単著：放送大学教育振興会、2008年
- 『地域福祉の新たな展開とコミュニティソーシャルワーク』単著：社会保険研究所
2010年
- 『ケアとコミュニティ』編著、ミネルヴァ書房、2014年
- 『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』共著、中央法規出版、2015年
- 『地域包括ケアの実践と展望』共編著、中央法規出版、2014年
- 『コミュニティソーシャルワークの新たな展開』共編著、中央法規出版、2019年
- 『ユニットケアの哲学と実践』共編著、日本医療企画、2019年

「地域共生社会政策時代における地域福祉・地域包括ケア推進の10のポイント」

2015年より厚生労働省で政策化が進められている地域共生社会政策は、我々が従来唱え、実践してきた「地域福祉」「地域包括ケア」の考え方の具現化である。

I、「地域福祉」とは、住民の自立生活（6つの自立要件——労働的・経済的自立、精神的・文化的自立、生活技術的・家政管理的自立、身体的・健康的自立、社会関係的・人間関係的自立、政治的・契約的自立——とその前提としての住宅保障）を基礎自治体である市町村を基盤に保障していく社会福祉の新しい考え方である。

II、「自立生活」の保障の目的、内容は憲法第25条に基づく、“最低生活”の保障という“救貧”的考え方ではなく、憲法第13条に基づく、全ての国民が幸福追求、自己実現を図れるように支援するものである。

それは1995年、国の社会保障審議会の勧告でも提唱された考え方である。

III、「地域福祉」を推進するためには、住民と行政との「協働」が欠かせない。したがって、住民参加による市町村の地域福祉計画づくりが不可欠である。

地域福祉計画は、従来の高齢者分野、子育て分野、障害者分野を統合的に地域福祉の視点を踏まえて策定すると同時に、健康増進計画や自殺予防、再犯防止、成年後見推進、農福連携等の従来の社会福祉行政の枠を超えて地域住民の健康と暮らしを守り、生きがいのある、差別・偏見のない、住んでいて良かったと思える市町村をつくる計画である。

できれば、策定された地域福祉計画の進行管理も含めて、日常的に市町村の社会福祉行政について討議できる、条例設置による「地域保健福祉審議会」（仮称）の設置が求められる。

IV、住民の自立生活を保障していくためには、戦後の社会福祉行政が行ってきた属性分野毎の縦割り福祉行政（高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課等）を再編成して、住民の出来るだけ身近なところ、アクセスしやすいところで相談をたらい回しさせることなく、かつ子ども、障害者、高齢者、生活困窮者等区別なく、福祉サービスを必要としているすべての人及びその家族、「世帯全体」への支援を一か所（ワンストップ）で行える総合相談体制システムの構築及びその拠点整備が必要である。

V、住民の自立生活を保障していくためには「地域トータルケアシステム」（地域包括ケア）という医療、介護、福祉の連携が欠かせず、医療機能の構造化と地域化（中核病院と開業医（かかりつけ医）との病診連携、開業医（かかりつけ医）と介護支援専門員、訪問看護、保健師、障害相談支援員等との連携）を日常生活圏域の地域包括支援センター単位で展開できるシステムの構築が必要である。

VI、住民の自立生活を保障していくためには、制度化されているサービスと近隣住民などによるインフォーマルサービスとが有機化される必要がある。

わけてもサービスを必要としている人を地域から排除せず、孤立させず、その人を支えるソーシャルサポートネットワーク（情緒的支援、手段的支援、情動的支援、人として認め、その人なりができる役割を遂行できるように支援）づくりが重要な機能となる。

これらの機能、活動を展開するシステムとして、先に述べた総合相談体制とリンクする形で、コミュニティソーシャルワークを展開できるシステムの構築が必要である。

- VII、コミュニティソーシャルワークを展開できるシステムには、別紙に書いてあるコミュニティソーシャルワーク研修の要件を体得した職員の配置が必要である。

それは、地域という面を基盤して従来業務を展開してきた社会福祉協議会の職員がこれらの研修要件を身に付けて配属されることが望ましい。

そのためには、地域のニーズキャッチ（課題把握）機能、潜在化しがちな福祉サービスを必要としている人を発見し、つながる機能、自立生活支援に関わる生活福祉資金、成年後見制度、日常自立生活支援等の業務を担当地域ごとに総合的に対応できるようにするための社会福祉協議会の事務組織の改編が望まれる。

- VIII、「地域福祉」の推進には、相談の窓口、災害時の福祉避難所等において 社会福祉施設が大きな役割を果たせる。

施設を運営している社会福祉法人は社会福祉法により、地域貢献をすることが義務付けられているので、地域包括ケアセンター圏域ごとに施設連絡協議会を設置し、民生委員、児童委員や地区社会福祉協議会と協働して問題解決を図るシステムの構築が必要である。

- IX、「地域福祉」は、街づくりにも貢献できる。空家を活用しての居場所づくり、障害者が農業分野で働く「農福連携」、社会福祉施設が日々使用するお米や野菜を地元農家と契約して使用する地産地消の活動等「福祉でまちづくり」という考え方が重要である。

そのために、商工会、JA等との連携が求められる。

- X、単身高齢者、単身障害者が増大し、家族、親族に頼ることができなくなってきた状況を踏まえ、「最期まで、地域で暮らし、地域に見守られ、地域で看取られら地域生活総合支援サービス」の構築が必要である。

日本地域福祉研究所

理事長 大橋 謙策（2020年7月23日記）

(コミュニティソーシャルワーク研修の要件とポイント)

日本地域福祉研究所 大橋謙策作成、2020年7月9日

I、研修参加者が提出する個別事例についてのカンファレンス能力

- ① 個別事例の問題発見・支援につながるまでの経緯の確認
- ② 取り上げた個別事例と同じような事例が地域にある可能性を既存の資料などから推定できる力
- ③ 取り上げた事例に係るソーシャルサポートネットワークのエコマップと専門職の協働状況の確認
- ④ 参加者が報告する個別事例についてのグループ討議

II、個別事例に即したアセスメント能力

- ① 6つの自立要件及び住環境に関するアセスメント
- ② 本人のナラティブに係るアセスメント
- ③ ソーシャルサポートネットワーク、とりわけ家族関係も含めたインフォーマルのソーシャルサポートネットワークのエコマップ作成
- ④ 複合問題に即した要因間の構造的アセスメント
- ⑤ 取り上げる個別事例に即して、まず個々人がアセスメント作業を行う。そのうえで、グループで論議し、アセスメントを行う。その後、全体会でアセスメントの仕方、方法、視点について学ぶ

III、「ヴァルネラブルな人」への支援に係るロールプレイ

- ① 発見に係るスキル及び信頼関係を構築するコミュニケーションスキル
- ② アウトリーチを可能ならしめるシステム及びツール
- ③ 「ヴァルネラブルな人」の属性理解とナラティブ理解
- ④ ロールプレイを参与観察する立場の人を作る。
- ⑤ 参加者に「ヴァルネラブルな人」を、ソーシャルワーカーの役割を演じての感想、参与観察者としての問題発見課題を報告してもらう。

IV、コミュニティソーシャルワーク機能の展開とそのシステムづくり

- ① フォーマルサービスへのつなぎとコーディネート能力及びそれらを展開できるシステムづくり
- ② 関係する専門多職種の連携及びチームアプローチとそれを展開できるシステムづくり
- ③ インフォーマルケアの開発、つなぎとそれを展開できるシステムづくり

V、個別困難事例に即した問題解決プログラム開発能力

- ① 個別事例に即して、必要な地域資源の書き出しと地域での存在把握
- ② 地域に必要な地域資源がないとすれば、その資源の開発に関するプログラム開発の企画書づくり
- ③ プログラムを具現化させる財源の捻出方法、多様な機関との関係づくり、制度化へのプロセスに関する企画書づくり

VI、孤立しがちな「ヴァルネラブルな人」の社会参加・社会的役割の機会の提供とその

人のソーシャルサポートネットワークづくり

- ① 問題解決プログラムに即したソーシャルサポートネットワークづくり
- ② その人のナラティブを尊重した社会参加、社会的役割遂行機会の提供プログラムづくり
- ③ そのプログラムを遂行するシステムづくり

参考資料 (コミュニティソーシャルワークの機能)

コミュニティソーシャルワーク機能とは、①地域に顕在的、潜在的に存在する生活上のニーズ（生活のしづらさ、困難）を把握（キャッチ）すること、②それら生活上の課題を抱えている人、社会生活上の脆弱性を有している人や家族との間にラポール（信頼関係）を築くこと、③時には、信頼、契約に基づき対面式（フェイス・ツー・フェイス）によるカウンセリング的対応も行う必要があること、④その人や家族の悩み、苦しみ、人生の見通し、希望等の個人的要因（ナラティブ＝物語）を大切にしつつ、⑤それらの人々が抱えている問題がそれらの人々の生活環境、社会環境との関わりの中で、どこに問題があるのかという地域自立生活上必要な環境的要因に関しても分析、診断（アセスメント）すること、⑥その上で、それらの問題解決に関する目標、方針と解決に必要な方策（ケアプラン）を本人の求め、希望と専門職が支援上必要と考える判断とを踏まえ、両者の合意の下で策定すること、⑦その際には、制度化されたフォーマルケアを有効に活用すること、⑧そのうえで、足りないサービスについては、ボランティア活動や近隣住民、あるいは友人等のインフォーマルケア（非制度的支援）を活用したり、新しくサービスを開発するなど創意工夫して問題解決を図ること、⑨問題解決には、必要なサービスを統合的に提供するケアマネジメントの方法を活用するとともに、関わりのある多様な関係者の個別対応型支援ネットワーク会議を開催したりする等個別援助過程を基本的に重視しなければならないこと、⑩と同時に、その個別援助を支える地域を構築するために、個別対応型支援に必要なインフォーマルケア、ソーシャルサポートネットワーク（情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情動的支援）を開発し、それを個別支援を必要としている人、家族に結び付くようにコーディネートを行うこと、⑪地域での個別支援を可能ならしめる地域づくりに関し、住民の排除、蔑視の意識を変え、問題解決に参加してもらえるよう“ともに生きる”精神的環境醸成、ケアリングコミュニティづくりを行うこと、⑫個別生活支援の外在的要因である生活環境・住宅環境の整備等も行うこと、⑬市町村の様々な社会福祉計画の上位、統合計画としての地域福祉計画を作ること等を同時並行的に、総合的に展開、推進していく活動、機能である。

したがって、この機能は個人としての力量によるものというより、全体のシステムとして市町村に確立していることが重要である。

「ヴァルネラビリティ」の概況とニーズ把握及び支援の困難さ

社会生活上、何らかの生活困難、生活のしづらさを抱えていて、自立生活が阻害、もしくは停滞している人々が自分自身で“困っているから、何らかの助けが欲しい”と叫び、訴えてくれれば問題解決はしやすい。多くの場合、それら何らかの自立生活支援を必要としている人は、“世間を憚って発信しなかったり”、“自らおかれている状況が社会的に見て「逸脱」した状態であるという認識を持てなかったり”という、いわゆる「ヴァルネラビリティ」といわれる社会生活上の脆弱性を多かれ少なかれもっている。したがって、中央集権的機関委任事務体制化で行われてきた「申請主義」に基づき、福祉サービス利用の申請を待って対応するという姿勢では、「ニーズ」も把握できなければ、問題解決にもつながらない。

自立生活上において何らかの対人援助を必要としている人（「ヴァルネラビリティ」を有している人）の概括的な特徴を述べるとすれば、以下のような概況を指摘できる。

① 多くの場合、自らが置かれている状況や病識を客観化できる能力が脆弱であることである。収入と支出のバランス、欲望とその実現のバランス等がとれておらず、かつそれをどうすれば解決できるのか、自らの生活の律し方や展望を描けない場合が多い。

② 多くの場合、自らの生活のリズムの保ち方、健康管理の仕方、限りある経費を有効に使う生活の知恵、工夫の仕方、家計管理能力等が脆弱であり、様々な規則や約束事を守ったりする社会生活上のスキルが十分開発され、身につけていない場合が多い。

③ 自らの要求や希望を整理し、それを言語化して表現することや、他人に伝える能力が十分備わっていない場合がある。挨拶の仕方、人間関係の持ち方、会話能力等が十分訓練されていない場合がある。また、自らの要求や希望をいえないのみならず、他人の言動に左右されやすく、他人への依存傾向が強い。

④ 1970年前後に指摘された子ども・若者の成就感・達成感の希薄化、自己肯定感の低下がより深刻化し、ショックや気がかりなことの気分転換がまずく、それをいつまでも引きずり、あるいは問題対応能力が脆弱化し、主体的に判断する力が弱い。

⑤ 社会的関係性の度合いが薄く、多様なショックを和らげるショックアブソーバーの機能が十分なく、それらを吸収、和らげ、支援してくれるソーシャルサポートネットワーク（情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情動的支援）が脆弱である。

⑥ しかも、これほど行政による情報提供がなされているし、マスコミが生活に関わる情報を提供しているにも関わらず、そのような情報から疎遠な生活をしており、活用できる社会資源の存在自体の認識が脆弱である。その背後には、基本的“読み書きそろばん”の能力の発達が十分でない人も多々いる。

したがって、これら「ヴァルネラビリティ」を有している人の援助は、従来の「申請主義」ではなかなか把握しづらく、いわばニーズが潜在化してしまう。しかも、これらの人は、その脆弱性の故に、今まで幾度となく“挫折体験”や“嫌な思いにさせられた体験”を有している場合があり、“素直に他人の支援を受け入れること”に対するアレルギーをも

っている場合が多い。

イギリスのJ,ブラッドショウが1970年代に社会ニーズ論を整理し、①表明されたニーズ、②不満、不安として感得されているニーズ、③専門家が必要と判断したニーズ、④社会的に認証され、制度化されているニーズとに分類したが、日本的な“もの言わぬ農民”体質、世間体文化等の生活文化の下では2重、3重の意味で「ヴァルネラビリティ」を有している人の援助は困難をきわめる。

上記したような状況下にある人の支援を行う場合、その人の希望、願いはなんで、どのようなニーズを持ち、どのようなサービスを利用して生活したいのかのアセスメントが重要になる。また、それらのサービス利用上の契約能力も問われることになる。したがって、時には成年後見人制度や日常自立生活支援事業制度も活用せざるを得なくなる。

(『ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化』第1章第3節、損保ジャパン日本興亜福祉財団叢書N o 88 2016年3月所収、2017年1月2日一部修正)

参考 イギリス2005年意思決定能力法「The Mental Capacity Act」

- ① 知的障害者、精神障害者、認知症を有する高齢者、高次脳機能障害を負った人々をとわず、すべての人には判断能力があるとする「判断能力存在の推定」原則を出発としている。
 - ② 他者の意思決定に関与する人々の権限について定める法律ではなく、意思決定に困難を有する人々の支援のされ方について定める法律である。
 - ③ 「意思決定」とは、(イ)自分の置かれた状況を客観的に認識して意思決定を行う必要性を理解し、(ロ)そうした状況に関連する情報を理解、保持、比較、活用して (ハ)何をどうしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めることを意味する。したがって、結果としての「決定」ではなく、「決定するという行為」がそのものが着目される。意思決定を他者の支援を借りながら「支援された意思決定」の概念である。
 - ④ 本人の「ベスト・インタレスト」原則——(イ)本人の年齢や外見、状態、ふるまいによって判断が左右されてはならない、(ニ)本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与することを許し、また、そうできるような環境をできる限り整えなければならない、(ヘ)本人の過去及び現在の希望、心情、信念や価値観、その他本人が大切にしている事柄を考慮に入れて判断しなければならない、(ト)本人が相談者として指名した者、本人の世話をしたり、本人の福祉に関心を持ってきた人々、任意後見人、法定後見人等の見解を考慮に入れて判断しなければならない。
- (引用文献 菅 富美枝著「自己決定を支援する法制度 支援者を支援する法制度——イギリス2005年意思決定能力法からの示唆——」法政大学大原社会問題研究所雑誌N o 822、2010年8月所収)